

令和元年度第6回多良木町議会(3月定例会議)

招 集 年 月 日	令和2年3月3日					
招 集 の 場 所	多良木町議会議場					
議 会 日 時 及 び	開	議	令和2年3月3日	午前10時00分		
開 閉 宣 告	散	会	令和2年3月3日	午後3時46分		
応招（不応招） 議員及び出席 欠席議員 ○ 出席 × 欠席 △ 不応招	議 席 番 号	出 欠	氏 名	議 席 番 号	出 欠	氏 名
	1	○	高橋 裕子	7	○	源嶋 たまみ
	2	○	中村 正徳	8	○	豊永 好人
	3	○	林田 俊策	9	○	久保田 武治
	4	○	坂口 幸法	10	○	宇佐 信行
	5	○	村山 昇	11	○	猪原 清
	6	○	魚住 憲一	12	○	落合 健治
会議録署名議員	3番	林 田 俊 策	12番	落 合 健 治		
職務のため出席した者の職氏名	事 務 局 長	仲 川 広 人	議 事 参 事	山 本 美 和		
説明のため出席 した者の職氏名	職 名	氏 名	職 名	氏 名		
	町 長	吉 瀬 浩 一 郎	教育振興課長	今 井 一 久		
	副 町 長	島 田 保 信	教育振興課			
	教 育 長	佐 藤 邦 壽	健康・保険課長	東 健 一 郎		
	会 計 管 理 者	小 林 昭 洋	健康・保険課			
	総 務 課 長	前 田 和 博	町民福祉課長	黒 木 庄 一 朗		
	総 務 課 主 幹		町民福祉課			
	企 画 観 光 課 長	岡 本 雅 博	子ども対策課長	小 田 章 一		
	企 画 観 光 課		子ども対策課			
	税 務 課 長	平 川 博	環境整備課長	久 保 日 出 信		
	税 務 課		環境整備課			
	農委事務局長	大 石 浩 文	農 林 課 長	水 田 寛 明		
	会 計 室		農 林 課			

会 議 に 付 し た 事 件

議案第48号	人吉球磨広域行政組合格約の一部変更について
議案第49号	人吉球磨定住自立圏形成協定の一部を変更する協定の締結について
議案第50号	多良木町監査委員に関する条例の一部を改正する条例を定めることについて
議案第51号	多良木町区設置条例の一部を改正する条例を定めることについて
議案第52号	多良木町印鑑条例の一部を改正する条例を定めることについて
議案第53号	多良木町一般職の職員の給与に関する条例の一部を改正する条例を定めることについて
議案第54号	多良木町産業振興基金条例の一部を改正する条例を定めることについて
議案第55号	多良木町奨学基金条例の一部を改正する条例を定めることについて
議案第56号	情報通信技術の活用による行政手続等に係る関係者の利便性の向上並びに行政運営の簡素化及び効率化を図るための行政手続等における情報通信の技術の利用に関する法律等の一部を改正する法律の施行に伴う関係条例の整理等に関する条例を定めることについて
議案第57号	多良木町公共施設管理に伴う関係条例の整理に関する条例を定めることについて
議案第58号	令和元年度多良木町一般会計補正予算（第5号）
議案第59号	令和元年度多良木町国民健康保険特別会計（事業勘定）補正予算（第3号）
議案第60号	令和元年度多良木町国民健康保険特別会計（直診勘定）補正予算（第2号）
議案第61号	令和元年度久米財産区特別会計補正予算（第1号）
議案第62号	令和元年度多良木町下水道事業特別会計補正予算（第3号）
議案第63号	令和元年度多良木町介護保険特別会計補正予算（第3号）
議案第64号	令和2年度多良木町一般会計予算
議案第65号	令和2年度多良木町国民健康保険特別会計（事業勘定）予算
議案第66号	令和2年度多良木町国民健康保険特別会計（直診勘定）予算
議案第67号	令和2年度久米財産区特別会計予算
議案第68号	令和2年度多良木町上水道事業会計予算
議案第69号	令和2年度多良木町下水道事業特別会計予算
議案第70号	令和2年度多良木町介護保険特別会計予算
議案第71号	令和2年度多良木町後期高齢者医療特別会計予算

開議の宣告

(午前 10 時 00 分開議)

○議長(高橋裕子さん) ただいまの出席議員は 12 名です。全員出席ですので会議は成立いたしております。

ただいまから令和元年度第 6 回多良木町議会(3 月定例会議)を開きます。

これから、本日の会議を開きます。

議会運営委員長の報告を求めます。

5 番村山昇さん。

○5 番(村山 昇君) おはようございます。議会運営委員長の報告をいたします。

令和 2 年 2 月 27 日及び本日 3 月 3 日、委員会室におきまして議会運営委員会を開催し、付議事件について執行部の説明を求め、令和元年度第 6 回多良木町議会(3 月定例会議)の会期、議事日程及び議会運営に関する事項並びに議長の諮問に関する事項等について審議をいたしました。

会議日程については本日 3 月 3 日から 3 月 13 日までとし、議事日程につきましては、会議日程及び議事日程表のとおりといたします。

本日、日程第 4、議案第 48 号及び日程第 5、議案第 49 号の同文議決につきましては、審議採決をお願いいたします。日程第 6、議案第 50 号から日程第 27、議案第 71 号につきましては、本日説明のみとし、3 月 10 日に審議採決をお願いいたします。

3 月 4 日、5 日、6 日及び 9 日は各常任委員会を開会いたします。

3 月 11 日、12 日及び 13 日に一般質問を行います。今回 6 名の方より通告がっております。お手元に配付のと通りの順番で行いますが、本日の町長施政方針に対する質問と両方をされる場合は、一般質問の後に引き続き施政方針に対する質問を行っていただきます。この場合の質問時間は両方合わせて 120 分となっております。施政方針に対する質問のみの場合は、一般質問者 6 人の後に提出順に質問することといたします。

請願陳情につきましては、今回 6 件の提出がっております。1 件は議長預かり、2 件はお手元に配付してあります文書表のとおり関係常任委員会へ付託、3 件は議員配付といたしました。

13 日の議会最終日の 2 件の人事案件につきましては、投票による表決といたします。

なお、本定例会議の運営につきましては、新型コロナウイルス感染予防の観点から、議場への出席者のマスク着用を議長が許可しております。傍聴者の方へもマスクの着用をお願いすることとし、庁舎 1 階ロビーのテレビで本会議の視聴を可能といたしております。

また、十分な換気と執行部説明以外の職員の出席を必要最小限といたしております。

以上、慎重審議をいたしましたので報告をいたします。

なお、詳細について不明な点は私か事務局長にお尋ねください。よろしく申し上げます。

○議長(高橋裕子さん) それでは、会議日程及び議事日程につきましては、ただいま議会運営委員長の報告のとおりとし、多良木町議会会議規則第 20 条の規定によって、お手元に配付しておきました日程表のとおり議事を進めてまいります。

日程第 1 「会議録署名議員の指名について」

○議長(高橋裕子さん) 日程第 1、会議録署名議員の指名を行います。

多良木町議会会議規則第 126 条の規定により、3 番林田俊策さん、12 番落合健治さんの両名を指名いたします。

日程第2 「諸般の報告及び行政報告」

○議長（高橋裕子さん） 次に、日程第2、諸般の報告及び行政報告を行います。

議長としての報告事項はお手元に配付しておりますA4判の報告用紙のとおりでございます。詳細については、後でお尋ねになれば説明をいたします。

私からの報告は以上で終わります。

なお、お手元に配付しておりますとおり多良木町監査委員から地方自治法第235条の2第3項の規定により、令和元年度11月分、12月分、1月分の例月出納検査の結果報告書、公の施設の指定管理者の監査結果及び令和元年度定期監査の結果に関する報告書が議会に提出されておりますので報告いたします。

○議長（高橋裕子さん） 次に、一部事務組合等の報告をお願いいたします。

今回より資料を配付しておりますので、簡潔に報告を行われることを希望いたします。

公立多良木病院企業団、9番久保田武治さん。

○9番（久保田 武治君） おはようございます。それでは早速、公立多良木病院議会の報告を行います。

昨日、3月2日開会をされております。皆さんに配付されているということですので、要点だけということにとどめますが、一般質問が2件、議案が計10件、全議案いずれも原案どおりに可決をされております。

ただし、可決議案のうちの1件、予算に関して、議会運営委員会の委員長からの発議、附帯決議の提出がありまして、この分についてもいろいろと議論をした中で一応採択をされております。

まず議案の第1号なのですが、これは地方自治法の改正に伴うものであります。

議案第2号の公立多良木病院企業団総合健診センター検診車両については、今回人吉球磨広域行政組合からの譲渡に伴って基金を創設するという条例であります。

第3号の奨学金貸与条例の一部、そして第4号の企業団医療技術員等奨学金貸与条例の一部を改正する条例については、文言の加筆・修正及び現在の条文を指すものが明確でなかった部分について条文を整理するというものであります。

第5号、令和元年度の球磨郡公立多良木病院企業団病院事業、介護老人保健施設事業及び総合健診センター事業会計についての補正であります。これは、ここに書いてあるとおりのもので、基本的に承認をされております。

議案第6号の令和2年度の球磨郡公立多良木病院企業団病院事業、介護老人保健施設事業及び総合健診センター事業の会計予算についてであります。収益が総額の43億6,721万3,000円、費用が総額46億4,650万6,000円。よって、損益が2億7,929万3,000円の純損失を見込んだ予算案であります。病院事業では、一応数値を勘案した1日平均入院患者数は147人、外来患者数を390人を見込んだものであります。老健事業では1日平均入所者数は85.2人、通所者数を42.5人、健診事業では年延べ受診者数2万8,475人を見込んでおります。資金的収入については企業債、町村負担金、補助金等総額の5億1,827万8,000円、資金的支出については、器械備品購入費などの建設改良費、企業債償還金もろもろで6億7,298万6,000円というふうになっております。

この本議案については、質疑、討論を経て賛成多数で可決をいたします。ここで冒頭に触れました今回の発議による附帯決議の提案理由なのですが、これは平成29年度より3年連続の損失、また令和2年度の当初予算においても、約2億8,000万円の損失見込みが計上されているため、企業団の今後の経営悪化がですね、懸念されるということで発議されたものであります。附帯決議についても同様なのですが、これまでも企業団議会は経営に係る議論をし、企業団開設者協議会等に対して経営改善の申し入れを行ってまいりました。その中で4年連

続の損失見込みとなる令和 2 年度当初予算の執行に当たっては、十分な検証を行って、収入増と支出の減を目指すこと。そして企業団と開設者協議会との緊密な連携を図りながら、早急に健全財政運営を目指す。このことを強く求める内容であります。この附帯決議については、決議案の通り可決をされております。

あとは 7 号の上球磨包括支援センター特別会計予算、それから病児・病後児保育事業特別会計補正予算、それから古屋敷診療所特別会計予算、そして槻木診療所特別会計予算。これについては、全員一致で採択をされております。

なお、一般質問では、あさぎり町選出の奥田公人議員、新型コロナウイルス感染対応と企業団の繰り入れ問題、それから本町、私が新型コロナウイルス問題対策について質しております。

以上、球磨郡公立多良木病院議会の報告といたしますが、なお、詳しいことは、中村議員、それから林田議員、それから豊永議員、そして私、源嶋たまみ議員にお尋ねいただければお答えをいたします。以上で簡潔ですが報告を終わります。

○議長（高橋裕子さん） 次に、人吉球磨広域行政組合、5 番村山昇さん。

○5 番（村山 昇君） それでは、私の方から人吉球磨広域行政組合議会定例会の報告をいたします。

まず、令和元年第 4 回人吉球磨広域行政組合議会について報告をいたします。

令和元年第 4 回人吉球磨広域行政組合定例会 2 日目が、令和元年 12 月 20 日午前 10 時から人吉球磨クリーンプラザ大会議室において開会されました。

まず、日程第 1、議案第 25 号、人吉球磨広域行政組合一般廃棄物処理施設の設置及び管理に関する条例の一部を改正する条例の制定について及び日程第 2、議案第 26 号、熊本縣市町村総合事務組合の共同処理する事務の変更及び規約の一部変更について補足説明を受け、質疑採決を行い、異議なく、原案のとおり可決をされております。

最後に日程第 3、委員会の閉会中の継続調査については、議会運営委員会委員長の申し出のとおり決定され、閉会をいたしました。

以上、令和元年第 4 回人吉球磨広域行政組合議会定例会 2 日目の会議の結果を報告いたします。

次に令和 2 年第 1 回人吉球磨広域行政組合議会定例会の報告をいたします。

2 月 28 日午前 10 時から人吉球磨クリーンプラザ大会議室において開会されました。

日程第 1、会議録署名議員の指名については 11 番吉田眞二議員、錦町と 12 番村山昇議員、多良木町が指名されました。

日程第 2、会期の決定については、2 月 28 日開会、2 月の 29 日から 3 月 25 日まで休会とし、3 月 26 日までとすることに決定をいたしております。

日程第 3、行政報告については、理事会代表理事から令和元年 12 月定例理事会から令和 2 年 2 月定例理事会の 3 回の理事会の審議事項について報告がありました。

日程第 4 から日程第 15、議案第 1 号から 12 号までが提案をされまして、12 議案の一括提案を説明を受けまして、その後、日程第 4、議案第 1 号から日程第 6、議案第 3 号までの補正案件 3 件及び日程第 10、議案第 7 号から日程第 14、議案第 11 号までの財産の無償譲渡 2 件、貸し付け 1 件及び条例の廃止 1 件について補足説明を受け、議案ごとに質疑、採決を行い、議案第 1 号から 3 号及び議案第 7 号から議案第 11 号まで、原案のとおり可決をし、1 日目は散会となりました。

この中で第 7 号財産の無償譲渡につきましては、公立多良木病院の検診車の譲渡でございます。2 台分でございます。それと、平屋建ての、鉄骨の平屋建物件が、56 平米分が譲渡をされております。それから 8 号、9 号、財産の無償譲渡につきましては、これは特別老人ホーム福寿荘につきまして、今回、譲渡をするということですのでしてございまして、これは社会福祉法

人絃健会、代表理事が園田篤子さんに土地建物を無償貸し付けし、備品等の譲渡をするということの議案でございます。

以上、報告いたします。

○議長（高橋裕子さん） 次に、上球磨消防組合、10番宇佐信行さん。

○10番（宇佐信行君） 令和2年第1回上球磨消防組合議会定例会の報告をいたします。

定例会は、令和2年2月26日水曜日、上球磨消防組合会議室におきまして10時34分より開会されました。

日程第1でございますが、会議録署名議員の指名ということで、1番あさぎり町選出の橋本議員、2番湯前町選出の金子議員が指名をされました。

日程第2でございますが、会期の決定、会期を令和2年2月26日の1日とすることに決定いたしました。

日程3でございますが、議案第1号、令和元年度上球磨消防組合一般会計補正予算（第2号）が提案され、歳入歳出予算の総額から416万6,000円を減額し、総額を歳入歳出それぞれ7億6,945万2,000円とするものでございます。補正予算の主な内容につきましては、早期退職者にかかわる退職手当と特別負担金の増額に伴う職員手当等及び共済費の補正、並びに各款項目における不用額の減額による町村負担金の補正を行うものでございました。本案件は、全会一致で原案のとおり可決されました。

続きまして日程第4、議案第2号、令和2年度上球磨消防組合一般会計予算でございます。令和2年度上球磨消防組合一般会計歳入歳出予算の総額を6億5,500万円、継続費で952万4,000円も含むものでございまして、一般会計の予算案が計上されたわけでございます。主な歳出の中には、消防施設費の消防ポンプ自動車更新事業でポンプ車1台、5,560万円が計上されておりました。慎重審議、検討され、本議案は、全会一致で原案のとおり可決をいたしました。

続きまして日程第5でございますが、一般質問が行われ、通告者、3番多良木町猪原議員からの通告があり、質問事項につきましては、消防職員間のパワハラ等の防止策について。それから、あさぎり町への消防分署新設整備について。3番目に職員の定数増員についての質問が出ております。これは各議員の中に議事録抄本が配付されておるとは思いますが、組合長、総務課長の答弁は別紙のとおりでございますので、それを参照いただきたいと思います。

以上で、上球磨消防組合議会報告を終わりますが、詳細につきましては聞きたい方は、同僚の猪原議員か私のほうまで申し出ください。よろしく願いいたします。終わります。

○議長（高橋裕子さん） 次に、去る2月6日、全国町村議会議長会定例総会及び2月14日熊本県町村議会議長会定例総会において、村山昇議員が特別自治功労者として表彰されましたのでご報告いたします。

これで諸般の報告を終わります。

ここで表彰状の伝達のため暫時休憩いたします。

（午前10時22分休憩）

（午前10時26分開議）

○議長（高橋裕子さん） それでは休憩前に引き続き会議を開きます。

次に、町長及び教育長から行政報告の申し出がっておりますが、お手元に配付しておりますA4判の報告用紙のとおりということでございます。

詳細については、後でお尋ねになれば説明をいたしますということでございます。

これで行政報告を終わります。

ここで町長から施政方針に関する発言の申し出がおりますので、これを許可いたします。

町長吉瀬浩一郎さん。

○町長（吉瀬 浩一郎君） 1 件だけ施政方針の前に注釈をさせていただきます。10 ページのすいません、下から三行目なんですけれども、ここの三行目の最初の方に基本構想策定しとあります。令和 2 年度の施政方針といたしましては、多良木高校の跡地に予定いたしております多良木中学校の新校舎建設のための基本構想策定し、令和 2 年度内に建設を表明しますと書いておりますが、基本構想自体は令和元年度の作成になりますので、ここがちょっと私が誤って書いておりますので、どうかご了承いただきたいと思っております。よろしく願いいたします。

それでは、令和 2 年度の施政方針を述べさせていただきます。

議長初め議員各位におかれましては、3 月定例会議の冒頭におきまして令和 2 年度の施政方針を述べさせていただく機会をいただきましたことに心より感謝を申し上げます。

令和 2 年冬の日本列島は総じて暖冬となりました。昨年末から余り寒さを感じることなく 2 月に入り、時より霜は観測されるものの、節分から立春と日中は真冬とは思えない気温の上昇が見られました。2 月 18 日に今年初めての雪が観測されましたが、1 日限りの雪景色となりました。姉妹町の北海道南幌町でも 1 月中は例年ほどには降雪がなく、除雪作業を業とする方々が困っておられるとの情報が入っておりました。

昨年 9 月、首都圏を直撃した台風 15 号は千葉県を中心とした関東一円に交通網の混乱や停電、建物被害など広範囲な災害をもたらしました。とりわけ医療機関の入院患者に対する電源の確保が危ぶまれるなど深刻な課題が浮き彫りになりました。続く 10 月の台風 19 号は伊豆半島に上陸し関東甲信から東北地方に及ぶ広い範囲で亡くなられた方々や被災された方々など、甚大な被害をもたらしました。このような災害の現場におきましては、公的機関による公助は当然ですが、併せて自らの命を守る行動を取る自助、常日頃から近隣とのコミュニケーションを図りつつ、それが災害発生時に共助として機能する備えなどを基本とした全般的な防災対策の再考を痛感させられた 1 年でした。被災された皆様には心からお見舞いを申し上げますとともに、1 日も早い復興をお祈りいたします。

こうして毎年のように災害が頻発する中、昨年は多良木町でも 3 度の避難勧告を発令いたしました。11 月 24 日の総合防災訓練の折は各区長様のもと、多くの住民の皆様にご参加いただきありがとうございました。議会の皆様をはじめ、ご協力をいただいた住民の皆様には心から感謝をいたします。訓練全体を俯瞰したときに、訓練自体が完璧で十分なものではなかったにせよ、その後の反省と振り返りはこうした訓練を繰り返すことにより、その日が来たときに迅速かつ俊敏な行動をとることができる体制を構築する確実な一歩だったのではないかと考えております。当日協力団体としてご参加いただいた国土交通省八代河川国道事務所、熊本県球磨地域振興局、多良木警察署、上球磨消防署などからも一定の評価をいただきました。また、住民の皆様の安心安全のよりどころとして、防火、防災に日夜ご尽力いただいております消防団員の皆様と新たに結成されました防災士会の皆様はこれからも地域の安心安全に大きな役割を果たしていただくものと考えております。

折しも中国武漢で発生いたしました新型コロナウイルスは感染が拡大し、全世界に拡散しております。WHO 世界保健機関の緊急事態宣言が遅れたこともあり、大変危険な状態になっているという報道がなされております。連日の報道の中で、2 月 21 日夜、熊本市内で県内初の感染者が出ました。人吉保健所管内ではいまだ感染者は出ておりませんが、しかし、さまざまなイベントが中止に追い込まれるなど、新型コロナウイルスの影響が徐々に広がっております。早い収束が望まれますが、さまざまな行事が中止や延期など自粛されることで、この地方の経済活動に大きな影響が出るのが懸念されております。

1918 年 3 月から 1919 年にかけて合衆国北部を感染源として死者 5,000 万人から 1 億人という全世界で爆発的なパンデミックを引き起こしたスペイン風邪は、日本でも約 39 万人の方々が死亡されたという記録が残っております。予防策の徹底とあわせワクチンの早期開発が急がれるところです。

多良木町の財政状況は平成 30 年度決算において実質収支で 3 億 2,600 万円の黒字を計上いたしましたが、これは臨時財政対策債の発行や減債基金の取り崩しにより、ようやく黒字の状態を保っているにすぎません。平成 20 年度をピークに減少に転じていた公債費も、平成 30 年度に将来を見越した繰上償還を実施したために増加に転じております。今後は多良木中学校改築事業や、本年度より実施しております防災行政無線デジタル化事業などを実施することにより、多額の起債発行が見込まれるため、国の動きや経済の動向により一般財源の確保が困難となる場合も考えられることから、更なる基金の取り崩しを実施しなければならなくなるため、厳しい財政運営を余儀なくされる場面も想定されます。

また、財政の弾力性を示す経常収支比率は平成 30 年度決算において 93.3%となっており、財政の硬直化についても予断を許さない状況となっております。歳入については、都道府県支出金など特定財源は増加しておりますが、一般財源においては、町税や地方交付税が減額となっております。国の基本方針においても地方財政の一般財源額を実質的に令和元年度の水準を下回らないよう確保するとされていますが、今後の国の政策如何によっては減額の可能性もあります。国内景気の動向が不透明な状況の中、町税、交付税の大幅な増額は見込めず、財源確保が困難となることも考えられ、令和 2 年度はより一層厳しい財政運営となります。

さて、今年度は首長任期の最終年度となります。住民の皆様が納められた税を住民の皆様のために使う公的な事業は、一步一步確実な段階を踏んで透明性をもって議会で説明されたのちに執行されるべきものであります。したがって時間はかかりますが、公的な事業は、議会の皆様のご理解とご協力により完遂されなければなりません。この 3 年の間に実施できたこと、実施途上にあること、また実施できなかったことを総括し、議会の皆様とともに次の段階へと進んでいかなければなりません。

行政に課せられた課題を整理しますと、まず、近年、人吉球磨地方で際立って目につく事象として顕著となってまいりました急激な人口減少と少子高齢化があります。日本創成会議の推計によりますと 20 年後の 2040 年には人吉球磨の人口は 5 万 4,779 名となり、多良木町の人口推計は 5,416 名となることが予想されております。平成 20 年度末に 9,853 人であった人口は平成 29 年度末で 9,690 人、30 年度末には 9,509 人となり、令和元年 1 月末日現在で、すいません、間違いです。令和 2 年です。大変申しわけありません。令和 2 年 1 月末日現在で 9,404 人となっております。転入と転出の差は 40 名から 80 名ほどの減少幅で推移しておりますが、とりわけ減少幅が大きいのは、主に高齢者の方々が亡くなることによる人口減少が総体として町の人口を大きく減らす要因となっております。一方、出生においては、従来と変わらず減少傾向にあります。この 3 年間の間、議会の皆様のご理解をいただき実施してまいりました子育て支援策については、子どもさんを育てておられる世帯には大変好感を持って受け入れられているにもかかわらず、出生数が低迷したというこの状況は大変深刻な事態であるとの認識を持っております。

多良木町はこれから団塊の世代が後期高齢者となる時期を迎えますので、少子高齢化の内包する諸問題はますます重いものとして行政施策の中心課題として立ち現れてくるものと考えております。大幅な人口減の原因は高齢化が進むことによります自然減とあわせ、若年層の都市部への流出によります。人口の減少が進みますと地域社会の基盤となるべきものの維持と継続が困難となります。それは例えば自然豊かなこの地域に残る価値ある伝統文化の継承であり、行政区という自治単位の維持であり、自治の最小単位であります隣保班の維持であり、これらが機能不全となればそれはそのまま地域コミュニティーの崩壊につながる危険性をはらんでいます。

また、地域の安心安全を担保する消防団員の減少は火災や災害時の対応にも影響を及ぼす事態となります。これからは人口の縮小を最小限に止めながら私たちの住んでいる場所をし

つかりと維持していくためにはどうしたらいいのか、住んでいる私たちがその場所でどれだけの生きがいを持って生活していけるのかが大きな課題となるとの認識を持っております。このような町の現状から、現在、多良木町への新しい人の流れをつくる方法論を思考すべく議会の皆様をはじめ、まちづくり推進事業を軸としたさまざまな住民の方々のお力をお借りしながら事業を展開してまいりました。

これまで3年間にわたり継続してまいりました地方創生事業を核とする各種のプロジェクトにおきましては、人口減少を最小限に止める方策として、多良木町における地元企業及び誘致企業を支援することによる従来の雇用の継続とあわせテレワークなどのすきま時間を有効利用することによる事業誘致という仕事場の創出、起業支援、産業をイノベイトとする人材育成が必要であるとの認識を持ちながら地方創生事業を進めてまいりました。

また、この3年間に町内で新しく開店された各種8店舗を支援することにより、町なかの賑わい創出を行ってまいりました。これからも様々な方法を駆使し多良木町の魅力をブランド化し、多良木町への興味人口、交流人口を関係人口へとつなぎ着地点としての移住定住の促進に結びつけていく、そのような施策を展開できればと考えております。そのための株式会社マミーゴーとの連携協定であり、フォン・ジャパン株式会社との連携協定であり、株式会社アドレスやユニリーバ・ジャパン・カスタマー・マーケティング株式会社との共同企画であるとの認識を持っております。

内閣府からの推進交付金を受けながら3年間継続してまいりました地方創生推進交付金事業の振り返りによる個別の検証では、特別栽培米の栽培実習、流通研究、その成果の積み上げをステップアップした九州のお米食味コンクールへの田んぼのチカラ研究会の皆さんのエントリーの結果、自治体部門で2年連続ナンバーワンを獲得させていただきました。また、グラツェミーレ社の指導のもと休校中の宮ヶ野小学校を活用し生産を開始いたしました生サラダドレッシング事業も製品が地元の物産館やスーパーマーケットに並び好評を博しており、熊本市内のデパートの地下でも販売されるまでになっております。

また、平成29年度及び平成30年度の2回にわたり妙見野自然の森展望公園を会場として専門的な知識を有する多くの講師陣を招聘しながら実施してまいりました、多良木ビジネス・デザイン・キャンプでしたが、このブレーン・ストーミングから派生した新たな多良木ビジネスデザイン協議会は令和元年度からたらぎビジネスデザインキャンプを独立して実施し一定の成果を上げております。仲間づくりとしてのたらぎの遊び場は町中のにぎわいづくりを企画実施しており、町外からの多くの参加をいただいております石倉マルシエやハロウィンパレードなどのように、自分たちがボランティアとしてポジティブに関わりながら、また、楽しみながら、結果的にその活動が町に躍動感やダイナミズムをもたらし、そのことが興味人口、交流人口、関係人口につながり、同時に自分たちが楽しいと思えるまちづくりにつながるといった大きな貢献もあり、地方創生総体としてそれぞれの現場で結果を出してきたことなど、着実な成果を手にすることができました。

しかし、一方で見えてきた課題もあります。それはアイデア不足等により木材などの地域資源の活用を十分に生かしきれていないこと、また、単に優れた製品をつくることではなく、そのコンセプトや、そのストーリー、ユーザーエクスペリエンスなどの高付加価値を持つ状況を生み出すこと、あるいは優れた状況を生み出すための活力となりうる夢や目標を設定することをいうモノづくりのもうひとつの側面であるコトづくりに対する重要性の認識不足とともに地方創生を体系的に把握する連携の要となる人材の不在があったとの認識も同時に持っております。モノづくりとしてのビジネスモデルで良いものを作っても、マーケティングやサービスやマネジメントが充分でないために一般的な購買の対象として広い認知を得られない場合、すなわちモノづくりの限界が見えたとき、それを補完する、あるいは超える概念として人間の感性に訴えるためのモノづくりに付加する価値としてのコトづくりが必要とな

ります。したがって、今後はそのようなコトづくりとともに、関係人口増加のための期待される活動分野、それは例えば、以前にも述べましたが地方創生事業はこれまで多くの市町村が経験してきた試行錯誤から導き出された答えにあるように短期間で成果が得られるものではありませんし、息の長い取り組みが必要であるという意味での町とモノのブランド化と、それに続く交流・観光・学習研究、人材育成、起業支援、地域資源エネルギー活用を進め、課題多き現実と斬り結びながら地方創生そのものを事業として組み上げていく連携の要としての人材を発掘し、可能であるならばその射程の先に地方創生事業の法人化を模索する、いわば地方創生をこれまでもまして収益を上げる事業として位置づけることによる深化と高度化という方向性が求められてくるのではないかと考えております。同時並行しつつ総務省の紹介とマッチングによるアドバイザーとして町を支援していただいている 2 名の先生方のご指導をいただきながら、地方創生のさらなる深化を図ってまいります。

ご承知のとおり、国主導の人口東京一極集中化の是正がなかなか思惑どおりには進んでおりません。そのような中ですので、内閣府は引き続き切れ目のない取り組みを行いながら実績を出している市町村をバックアップしていくことが重要であると考えております。主要施策の展開におきましては、今回、現在の首長の任期が令和 3 年 2 月までということから、議会の皆様のご理解のもと、第五次多良木町総合開発計画を 1 年間延長させていただいて、次期町長の目指すビジョンを第 6 次多良木町総合開発計画の前期 4 年の基本計画・実施計画へ反映させるための準備期間とし、第 6 次計画を前期 4 年、後期 4 年とした 8 年間の計画期間とさせていただき、基本計画・実施計画を町長の任期と合わせることで、それ以降、同様の計画づくりをさせていただくこととなりました。

このようなことから、令和 2 年度の施政方針といたしましては、①多良木高校の跡地に予定いたしております多良木中学校の新校舎建設のための基本構想、これは令和元年度ということでお願います。基本構想を策定し、令和 2 年度内に建設を表明します。このための校舎改築設計業務委託料を令和 2 年度当初予算に計上させていただきました。また、町内の小学校に校内 LAN 及び電源キャビネットを整備します。②頻発する大規模災害から住民の皆様を守るため、災害発生時に備えた防災行政無線のデジタル化を進めるなど、防災対策を強化します。③人口減少と少子高齢化に今後町としてどのように対処していくのか町づくり推進委員会でさらなる論議を重ね、方策を見出したいと思っております。④地方創生事業の深化・進化を図るため、内閣府から予算を獲得し、しごと創生機構の法人化を目指します。⑤農政の充実と推進、JA 等関係団体との連携を密にし、担い手農家の確保、農業の競争力強化、担い手への農地の集約化を進め、さらなる農政の充実を図ります。以上 5 点を政策の中心課題として位置づけ、議会の皆様のご理解とご協力をいただきながら、その成果を獲得していきたいと考えております。

加えて、町議会におけるさまざまな活動を考慮しペーパーレス会議システム導入のための予算を計上させていただきました。このことにより、種々の会議の折、大量に消費される限りある資源である紙を節約し、システムの合理化を図ってまいります。

従来より行っております住宅リフォーム事業を継続し、地元の中小的事業所を支えます。併せて社会資本整備総合交付金道路事業費を活用したインフラ整備を行い、集落道の維持を図ります。老朽化が進み、吊り天井の修繕がこれまで長年の懸案となっておりました町民体育館は、災害の折の町の避難所ともなっております。いつ来るかわからない大規模災害に備え、この町民体育館の改修工事を本年度予算に計上いたしました。

また、住宅建設費を積み増し、モダンで文化的な生活を提供すべく予算計上をいたしております。日本遺産を活用した多良木町独自の取り組みは、その基盤をさらに強固にすべく、複数の新たな国指定重要文化財を目指し文化庁との協議を進めております。

多く寄せられる住民の皆さんの行政ニーズにお答えしながら、また前述いたしました法人

化を目指す新しい地方創生事業の取り組みと同時に、これまで行ってまいりました各種の事業の継続も同様に行いながら SDGs を踏まえ、行政サービスの質を上げていきたいと考えております。

以上、施政方針を述べさせていただきましたが、今後も職員と一体となり、住民の皆様の付託にお答えすべく、活きるちから、育むちから、想うちからをつなぐ町づくりに取り組んでまいりたいと考えておりますので、議員各位のご指導ご鞭撻をよろしくお願い申し上げ、施政方針の結びとさせていただきます。令和2年度もどうぞよろしくお願いいたします。

○議長（高橋裕子さん） これで行政報告及び施政方針表明を終わります。

施政方針に対する質問がありましたら明日3月4日正午までに質問通告書を提出願います。

日程第3 「請願・陳情について」

○議長（高橋裕子さん） 次に、日程第3、請願陳情につきましては、お手元に配付の陳情・要望文書表のとおりでございます。

多良木町議会会議規則第91条及び第94条の規定により、受理番号8、小林地区道路交差点拡幅に関する陳情書及び受理番号9、旧多良木町消防団第六分団一部詰所改修については、厚生環境文教常任委員会へ付託いたしました。

なお、お手元に配付の議員配付一覧表のとおり、受付番号484、485及び571の陳情書については議員配付といたしましたので報告いたします。

それでは、ここで町長の提案理由の説明を求めます。

町長吉瀬浩一郎さん。

○町長（吉瀬 浩一郎君） それでは、私の方から令和元年度第6回多良木町議会（3月定例会議）の提案理由を説明させていただきます。

今回ご提案、ご審議をお願いいたしますのは、同文議決といたしまして、人吉球磨広域行政組合規約の一部変更についてほか合わせて2件の同文議決をご審議いただきます。

また条例等といたしまして、多良木町監査委員に関する条例の一部を改正する条例を定めることについてほか、条例の制定及び一部改正が合わせて8件でございます。

続きまして令和元年度の補正予算が、一般会計、特別会計合わせまして6件でございます。そして令和2年度の当初予算が、一般会計、特別会計合わせまして8件でございます。

人事案件といたしまして、任期満了に伴います固定資産評価審査委員会委員の選任同意が1件、同じく任期満了となります教育委員会教育長の任命同意が1件でございます。

以上、全部で26件のご審議をお願いするものであります。

詳細につきましては、担当課長の方から説明をいたしますので、全議案ともご可決いただきますようお願いいたします。私からの提案理由の説明とさせていただきます。よろしくお願いいたします。

日程第4 「議案第48号」 人吉球磨広域行政組合規約の一部変更について

○議長（高橋裕子さん） それでは、日程第4、議案第48号、人吉球磨広域行政組合規約の一部変更についてを議題といたします。

説明を求めます。前田総務課長。

○総務課長（前田和博君） 議案第48号について説明を申し上げます。

人吉球磨広域行政組合の共同処理する事務の変更及び規約の一部変更についてということでございます。

地方自治法第286条第1項の規定により、令和2年3月31日限りで人吉球磨広域行政組合

の共同処理する事務を変更し、人吉球磨広域行政組合規約の一部を次のとおり変更するものでございます。

次のページの新旧対照表をお願いいたします。左側が現行の規約、右側が改正案となっております。

現行の規約の第3条におきまして、見出しの部分におきまして組合の共同処理する事務となっております。この中から第3項、第4項、第5項を削除するものでございます。

理由といたしましては、人吉球磨広域行政組合特別養護老人ホーム福寿荘の運営を社会福祉法人絺健会に移譲すること並びに胸部検診車を球磨郡公立多良木病院企業団に移管することに伴い、令和2年3月31日をもって人吉球磨広域行政組合において共同処理する事務から第3項の特別養護老人ホーム設置管理及び経営に関する事務、第4項の介護老人福祉事業及び短期入所生活介護事業に関する事務並びに第5項の検診車の設置管理及び経営に関する事務について構成市町村の協議により廃止するためでございます。

以上のことによりまして人吉球磨広域行政組合規約の一部を変更する必要があるものでございます。

前ページに戻っていただきまして、下の方の提案理由でございますが、一部事務組合の共同処理する事務を変更し、規約を変更しようとするときは、地方自治法第290条の規定により議会の議決を経る必要があるためでございます。以上で説明を終わります。よろしく願いいたします。

○議長（高橋裕子さん） 説明が終わりました。これから質疑を行います。質疑はありますか。久保田議員。

○9番（久保田 武治君） 私はこの間ですね、この特別養護老人ホーム福寿荘については、この民営化については基本的に反対だっという立場で数回にわたって一般質問でも取り上げてまいりました。

今回、福寿荘設置、地元の事業所が手を挙げられて、既に職員の募集や移設に向けた準備が進んでおりますので、そのことにあえて水を差すっという立場ではありませんが、2点ですね、伺いたいと思います。

まず一つは、今年の9月議会でも質問いたしましたが、これまで行政組合の職員として雇用されていた18名の雇用が確保、身分保障がなされるのか、あるいはその見通しについてはどうなっているのか、そのことについてまず1点目。

2点目に、現在の入所者やご家族の方からも、これまでの条件や待遇で入所が続けられるのかという心配の声もいただいておりますので、その点についてはどのようにするのか。

その2点についてお伺いしたいと思います。

○議長（高橋裕子さん） 東健康・保険課長。

○健康・保険課長（東 健一郎君） それでは、お答えいたします。

まず、行政組合におられた18名の正職員の方でございますが、一応、お聞きしましたところ、まず早期退職の方が3名と定年退職の方が1名、再任用の満了者が1名、またほかの自治体への雇用が3名ということでございます。また残りの10名の方は配置転換というふうなことでお聞きしております。

続きまして、これまでの入居者の方がこれまでの待遇ですね、いけるかということでございますが、特別養護老人ホーム福寿荘の民営化に関する移譲法人公募要項というのがございました。この中で、入所者の待遇等に関することということで、移譲時に現在の入所者が引き続き入所を希望する場合には、入所させるものとし、移譲後は入所者の自己負担額が増えないように努力することということで要綱に書いてありますので、このとおり対処されておるものと思われまふ。以上でございます。

○議長（高橋裕子さん） 9番久保田議員。

○9番(久保田 武治君) それでですね、町長にお伺いしたいんですが、町長、理事として当然運営者の側におられますので、今答弁あったとおりで基本的にはですね、私が、この間要望してきたものについては基本的にはそういうふうを実施しますということになったと思うんですが、要するに、あと1カ月あるわけですが、事業者も、それから入居者も安心して運営、そして入所できるような配慮や支援をですね、行政組合が責任を持っておやりになってきたというふうに私は思っていますが、その点についてはどんなふうに思いますか。

○議長(高橋裕子さん) 吉瀬町長。

○町長(吉瀬 浩一郎君) はい、まさにおっしゃるとおりで、福寿荘に関してはですね、今課長もお答えしましたように、皆さん、大体希望のとおり就職ができていますというふうに思います。

配置転換という行政組合の内部でそれぞれ人事異動ですよ、の形でそれぞれ希望のところに、希望というか、それぞれの場所についておられるということ。それから現在ある福寿荘の方は今着々ともう準備が進められておまして、入所者の方にご迷惑かけることなくですね、委員会の方々、入所に際しているんな検討委員会がありまして、その委員会の方々もですね、そこらあたりは入所者の方々が、こんなことではなかったと不本意であるというみたいなことはないように、ぜひお願いしたいということは申し合わせでしておりますので、スムーズにこのままいくのではないかとこのように思っております。

○議長(高橋裕子さん) ほかに質疑はありませんか。

(「なし」と呼ぶ者あり)

○議長(高橋裕子さん) これで質疑を終わります。

これから討論を行います。討論はありませんか。

(「なし」と呼ぶ者あり)

○議長(高橋裕子さん) 討論なしと認めます。

お諮りします。

本案について、原案のとおり決定することにご異議ありませんか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

○議長(高橋裕子さん) 異議なしと認めます。

したがって、議案第48号、人吉球磨広域行政組合規約の一部変更については、原案のとおり可決されました。ここで暫時休憩いたします。

(午前10時59分休憩)

(午前11時8分開議)

○議長(高橋裕子さん) 休憩前に引き続き会議を開きます。

日程第5 「議案第49号」 人吉球磨定住自立圏形成協定の一部を変更する協定の締結について

○議長(高橋裕子さん) 次に、日程第5、議案第49号、人吉球磨定住自立圏形成協定の一部を変更する協定の締結についてを議題といたします。

説明を求めます。前田総務課長。

○総務課長(前田和博君) 議案第49号、人吉球磨定住自立圏形成協定の一部を変更する協定の締結についてご説明申し上げます。

次のとおり人吉市との間において、人吉球磨定住自立圏形成協定の一部を変更する協定を締結することについて、地方自治法第96条第2項の規定による議会の議決すべき事件に関する条例の規定により、議会の議決を求めるものでございます。

定住自立圏のこれまでの取り組みでございますが、平成26年3月に定住自立圏構想の要綱

に基づきまして、人吉市が中心市宣言を行い、周辺の町村との間で、それぞれの市町村議会での定住自立圏形成協定に関する決議を経まして、協定を締結したところでございます。

これまで第一次人吉球磨定住自立圏共生ビジョンとしまして、計画期間が平成 27 年度から平成 31 年度までの 5 年間ということで計画が策定されておりました。いったん、平成 31 年度、令和元年度でございますが、計画が終了することとなりますが、次期、第 2 次共生ビジョンにも圏域で連携して取り組むこととなりますが、今回、計画期間が令和 2 年度から令和 6 年度までの 5 年間として取り組むものでございます。

次のページをお願いいたします。人吉球磨定住自立圏形成協定の一部を変更する協定書ということで添付しております。人吉市以下甲というと多良木町以下乙というのは次のとおり、人吉球磨定住自立圏形成協定の一部を変更する協定を締結するものでございます。内容としましては、別表第 1 から別表第 3 までを次のように改めるものでございます。別表といたしましては、内容につきましては全部改正の形で記載をしてあるところです。簡単に項目を説明させていただきます。

別表 1 におきまして、(1) 生活機能の強化に係る政策分野ということで、1 保健医療となっております。表の頭の部分で、項目といたしまして、左側から取り組み事項、取組内容、甲の役割、乙の役割というふうになっております。新しい協定の中で取り組む事項といたしまして、(1) 圏域医療体制の充実、(2) で乳幼児発達相談、発達医療体制の充実、次のページの 2 福祉におきまして、取り組み事項で障害児の総合支援の推進、3 文化におきまして、取り組み事項で文化財の保護及び活用、4 観光におきまして、取り組み事項としまして、観光の振興、次のページの 5 産業振興におきまして、(1) 農業の振興 (2) で林業の振興、(3) で地場産業支援及び企業誘致等の推進、(4) で鳥獣害対策、次のページで、6 その他ということで、取り組み事項といたしまして、消費生活相談業務となっております。

続きまして別表第 2 でございますが、(2) 結びつきやネットワークの強化に係る政策分野ということで、1 地域公共交通でございますが、取り組み事項といたしまして、圏域における効果的で持続可能な交通政策の推進、次のページの別表第 3 でございますが、(3) といたしまして、圏域マネジメント能力の強化に係る政策分野ということで、1、圏域における人材の育成及び活用となっております。取り組み事項といたしましては(1) で人材育成の推進、(2) で外部の専門的人材等の活用の推進、(3) で国県等との人事交流ということになっております。

この協定の締結を証するため、本協定書 2 通を作成し、甲及び乙が記名押印の上、各自その 1 通を保有することとなっております。次のページから新旧対照表を付けておりますが、改正後の内容につきましては、今説明したとおりの内容でございますので省略をさせていただきます。

この計画を策定するメリットでございますが、連携をして取り組むことによりまして、市町村に対する支援といたしまして、中心市でこれは計算式にもよりますが、4,000 万円程度から最高 8,500 万円程度まで特別交付税が措置されるものとなっております。また周辺市町村におきましては、1,000 万円から 1,500 万円の特別交付税が措置されることとなっております。本町としましても、1,500 万円の措置を目標とするところでございます。

議案の最初に戻っていただきまして、1 番下の提案理由でございますが、人吉球磨定住自立圏形成協定の一部を変更する協定の締結については、地方自治法第 96 条第 2 項の規定により議会の議決すべき事件に関する条例の規定により、議会の議決をが必要であるためでございます。以上で説明を終わります。よろしくをお願いいたします。

○議長（高橋裕子さん） 説明が終わりました。これから質疑を行います。質疑はありますか。（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（高橋裕子さん） 質疑なしと認めます。

これから討論を行います。討論はありませんか。

(「なし」と呼ぶ者あり)

○議長(高橋裕子さん) 討論なしと認めます。

お諮りします。

本案について、原案のとおり決定することにご異議ありませんか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

○議長(高橋裕子さん) 異議なしと認めます。

したがって、議案第 49 号、人吉球磨定住自立圏形成協定の一部を変更する協定の締結については、原案のとおり可決されました。

これから上程します日程第 6、議案第 50 号から日程第 27、議案第 71 号までの議案については、本日は説明のみを行っていただき、8 日目の 3 月 10 日に審議採決をお願いしたいと思います。

日程第 6 「議案第 50 号」 多良木町監査委員に関する条例の一部を改正する条例を定めることについて

○議長(高橋裕子さん) それでは、日程第 6、議案第 50 号、多良木町監査委員に関する条例の一部を改正する条例を定めることについて説明を求めます。

前田総務課長。

○総務課長(前田和博君) 議案第 50 号について説明申し上げます。

多良木町監査委員に関する条例の一部を改正する条例を次のとおり定めることとするものでございます。

次のページの新旧対照表をお願いいたします。

改正前の第 8 条におきまして、見出し部分で、出納職員等の賠償責任の決定となっておりますが、この中で、法第 243 条の 2 第 3 項という部分を改正後におきましては、法第 243 条の 2 の 2 第 3 項に改めるものでございます。

改正理由といたしましては、地方自治法の改正によりまして、第 8 条中の法第 230 条の 2 第 3 項の部分で、新法におきまして長等の損害賠償の一部を免責するという規定が追加されておりますために条ずれが生ずることとなり、これを解消するために改正後におきましては法第 243 条の 2 の 2 第 3 項とするものでございます。

附則といたしまして、この条例は、令和 2 年 4 月 1 日から施行するものでございます。

以上で説明を終わります。よろしくをお願いいたします。

日程第 7 「議案第 51 号」 多良木町区設置条例の一部を改正する条例を定めることについて

○議長(高橋裕子さん) 次に、日程第 7、議案第 51 号、多良木町区設置条例の一部を改正する条例を定めることについて説明を求めます。

前田総務課長。

○総務課長(前田和博君) 議案第 51 号について説明申し上げます。

多良木町区設置条例の一部を改正する条例を次のとおり定めることとするものでございます。

今回の改正につきましては、地方自治法及び地方公務員法の改正によりまして、区長の位置づけが変わりますことから、条例の改正をするものでございます。

基本的に区長にお願いする業務は変わらないこととしておりますが、非常勤の特別職とし

での任命行為がなくなり、区長への業務の委託が可能となるために改正をお願いするもの
でございます。

次のページの新旧対照表をお願いいたします。右側が改正前、左側が改正後でございます。
第 3 条の見出しの部分でございますが、改正前の区長の任命というところを改正後におきま
しては区長の推薦に変更するものがございます。また、これによりまして、本文の推薦によ
り町長が任命するという部分を、推薦によるものとするというふうに変更するものではござ
います。

改正前の第 4 条、区長の職務という部分を削除し、改正後におきましては、区長の任期を
第 4 条として繰り上げております。改正前は、第 6 条で区長の退職等ということで規定して
おりましたが、改正後は第 5 条で区長の辞任等ということで規定するものがございます。

次のページにおきまして、改正前の第 7 条、第 8 条、第 9 条を削除しております。また改正
後の第 6 条におきまして、区長への業務委託ということで、町長は、町行政に関する調査、
連絡、報告、その他の業務を区長に委託するものとするとしております。第 2 項におきまし
て、町長は、前項に規定する業務に関し区長と委託契約を締結するものとするとしておりま
す。

また次のページの第 3 項におきまして、前項の規定により、委託契約を締結したときは委
託料を支払うものとする規定するものがございます。第 4 項におきまして、業務の委託に
関し必要な事項は契約書に定めることとするものがございます。

附則といたしまして、施行期日でございますが、この条例は、令和 2 年 4 月 1 日から施行す
るものがございます。また、任期に関する経過措置でございますが、この条例の施行日前に
区長であったものの任期は令和 3 年 3 月 31 日までとするものがございます。任期につきまし
ては従来のおり 2 年ということで残っておりますが、本町の例規の整備を委託してありま
す株式会社第一法規の方にアドバイスをお願いしたところでございますが、公務員としての
任命行為を伴う場合の任期、また任命行為を伴わない場合や委嘱をする場合、その他の場合
におきまして、一般的に任期という言葉は使われるので、例規等に規定をしてしていれば
問題ないというふうにアドバイスをいただいておりますので、2 年の任期というところはそ
のまま規定をしているところでございます。以上で説明終わります。

日程第 8 「議案第 52 号」 多良木町印鑑条例の一部を改正する条例を定めることにつ いて

○議長（高橋裕子さん） 次に、日程第 8、議案第 52 号、多良木町印鑑条例の一部を改正する条
例を定めることについて説明を求めます。

黒木町民福祉課長。

○町民福祉課長（黒木庄一朗君） 議案第 52 号について説明をさせていただきます。

多良木町印鑑条例の一部を改正する条例を次のとおり定めるものがございます。

今回の条例の一部改正につきましては、成年被後見人等の権利の制限に係る措置の適正化
等を図るための関係法律の整備に関する法律の施行等に伴い、印鑑登録証明事務処理要領が
再度改正されたことにより関係条例の改正を行うものです。

改正内容は印鑑登録ができない方の要件の変更となっております。

では、改正部分につきましては、新旧対照表でご説明いたします。次のページの新旧対照
表をご覧ください。見出し、登録資格の規定条文の第 2 条第 2 項を改正しています。印鑑登録
ができない方について、満 15 歳未満のもの及び成年被後見人を満 15 歳未満の者及び意思能力
を有しないものに改正をしています。

なお、この条例は、公布の日から施行するものです。以上で説明を終わります。どうぞよろしく願いいたします。

日程第9 「議案第53号」 多良木町一般職の職員の給与に関する条例の一部を改正する条例を定めることについて

○議長（高橋裕子さん） 次に、日程第9、議案第53号、多良木町一般職の職員の給与に関する条例の一部を改正する条例を定めることについて説明を求めます。

前田総務課長。

○総務課長（前田和博君） 議案第53号について説明申し上げます。

多良木町一般職の職員の給与に関する条例の一部を改正する条例を次のとおり定めることとするものでございます。

次のページの新旧対照表で説明申し上げます。条例の第6条の2におきまして、給与からの控除ということで給与から控除することができるものを定めてあるところでございます。

現在、給与から控除することができるものとして第1号から第8号まで定めてあります。これは略としてあります。これに加えまして、第9号として団体取扱に係る物品の購入代金、第10号としまして、その他必要と認められるものという項目を追加するものでございます。

現在、業務等に必要なもの等につきましては、例えば自治六法の差し替え代金や県民手帳の購入等々がございますが、これらの代金等につきましては、担当者が現金で徴収する場合に、事故等の発生も懸念されますことから、そのようなことを事前に防止するためにも給与条例に明確に控除できる旨を規定するものでございます。

附則といたしまして、この条例は、公布の日から施行するものでございます。以上で説明を終わります。よろしく願いいたします。

日程第10 「議案第54号」 多良木町産業振興基金条例の一部を改正する条例を定めることについて

○議長（高橋裕子さん） 次に、日程第10、議案第54号、多良木町産業振興基金条例の一部を改正する条例を定めることについて説明を求めます。

前田総務課長。

○総務課長（前田和博君） 議案第54号について説明申し上げます。

多良木町産業振興基金条例の一部を改正する条例を次のとおり定めることとするものでございます。

次のページの新旧対照表で説明を申し上げます。第2条、基金の額におきまして、基金として積み立てる額は改正前で1億5,000万円とあります。これを改正後におきまして8,000万円とし、というふうに額の変更をするものでございます。また、毎年度予算に定める額とあるのを、予算に定める額に変更するものでございます。

この変更につきましては、現在の基金の運用状況を精査いたしまして、貸付条件などを変えないところで運用が可能な額を見込みましたところで基金の総額の減額をするものでございます。

減額により取り崩す額につきましては、令和2年度の当初予算におきまして、公共施設等維持管理基金に積み立てることを予定しております。

附則といたしまして、この条例は、令和2年4月1日から施行するものでございます。以上で説明を終わります。よろしく願いいたします。

日程第 11 「議案第 55 号」 多良木町奨学基金条例の一部を改正する条例を定めること
について

○議長（高橋裕子さん） 次に、日程第 11、議案第 55 号、多良木町奨学基金条例の一部を改正する条例を定めることについて説明を求めます。

前田総務課長。

○総務課長（前田和博君） 議案第 55 号について説明申し上げます。

多良木町奨学基金の条例の一部を改正する条例を次のとおり定めることとするものでございます。

次のページの新旧対照表でご説明申し上げます。第 2 条の基金の額におきまして、改正前の基金の額は 5,300 万円とし、とありますのを、改正後におきまして、4,500 万円とし、というふうに変更を行うものでございます。また、改正前におきまして、毎年度予算に定める額とあるのを、予算に定める額に改めるものでございます。

この変更につきましても、現在の基金の運用状況を精査いたしまして、奨学金の貸付条件等を変えないところで運用が可能な額を見込みました上で基金の総額の減額をするものでございます。

減額によりまして取り崩す額につきましても、令和 2 年度当初予算におきまして、公共施設等維持管理基金に積み立てることを予定しております。

附則といたしまして、この条例は令和 2 年 4 月 1 日から施行するものでございます。以上で説明を終わります。よろしく願いいたします。

日程第 12 「議案第 56 号」 情報通信技術の活用による行政手続等に係る関係者の利便性の向上並びに行政運営の簡素化及び効率化を図るための行政手続等における情報通信の技術の利用に関する法律等の一部を改正する法律の施行に伴う関係条例の整理等に関する条例を定めることについて

○議長（高橋裕子さん） 次に、日程第 12、議案第 56 号、情報通信技術の活用による行政手続等に係る関係者の利便性の向上並びに行政運営の簡素化及び効率化を図るための行政手続等における情報通信の技術の利用に関する法律等の一部を改正する法律の施行に伴う関係条例の整理等に関する条例を定めることについて説明を求めます。

前田総務課長。

○総務課長（前田和博君） 議案第 56 号について説明を申し上げます。

情報通信技術の活用による行政手続等に係る関係者の利便性の向上並びに行政運営の簡素化及び効率化を図るための行政手続等における情報通信の技術の利用に関する法律等の一部を改正する法律の施行に伴う関係条例の整理等に関する条例を次のとおり定めることとするものでございます。

まず今回の条例の制定の概要でございますが、情報通信技術を活用することを目的とした情報通信技術の活用による行政手続等に係る関係者の利便性の向上並びに行政運営の簡素化及び効率化を図るための行政手続等における情報通信の技術の利用に関する法律の一部が改正されまして、令和元年 12 月 16 日に施行されたことによりまして、今回、関係する条例の改正を行うものでございます。

3 枚めくっていただきまして、新旧対照表の方をお願いいたします。まず多良木町行政手続等における情報通信の技術の利用に関する条例の一部改正についてでございますが、主な改正につきましても、情報システム整備計画及びそれに従った情報システムの整備手続等にお

ける情報通信技術の利用のための格差の是正に必要な施策、情報通信技術の活用状況を今回、規定するものでございます。

条例の題名の改正につきましては、行政手続等における情報通信の技術の利用に関する法律の題名が、情報通信技術を活用した行政の推進等に係る法律、通称デジタル行政推進法に改正されたことによる改正でございます。第1条の目的及び第2条の定義の改正はそれぞれ法の目的規定及び用語の規定に倣い改正をするものでございます。

次のページでございますが、改正後の第3条は、法第4条、これは情報システム整備計画についての規定でございますが、この規定に倣い計画の策定義務を課す規定を追加するものでございます。

次のページから改正後の第5条からこれは16分の7ページの第8条までにつきましては、改正後の条例に第3条及び第4条を新たに追加することによりまして、改正前の第3条から第6条を2条ずつ繰り下げるものでございます。

16分の3ページから16分の7ページまでの改正前の第3条から第6条までの規定では、多良木町の機関はの主語で始まる規定ぶりとなっておりましたが、これらに対応する改正後の方の規定では主語が規定されていないことから、法の規定に倣い、多良木町の機関の文言を削るものです。

16分の4ページですが、改正後の第5条第5項及び第6項並びに16分の6ページの第6条第5項につきましては、法の規定に倣い、新たに追加をするものでございます。

次に、16分の8ページでございますが、改正前の第7条、手続等に係る情報システムの整備等については、今回の法改正により削除されたことから、本町条例からも削除するものでございます。

改正後の第9条については、適用除外規定、次のページの第10条については、添付書面等の省略規定、次のページの第11条については、情報通信技術の利用のための能力等における格差の是正に関する規定を新たに設けるものでございます。また、第12条の改正内容については、法の規定に倣い改正するものです。

16分の12ページでございます。こちらは多良木町手数料条例の一部改正でございます。次のページにおきまして、改正後の区分が住民基本台帳等の中で、法の改正に伴いまして、新たに手数料の名称欄の上から2番目の除票の写しの交付手数料及び1番下の戸籍の附票の除票の写しの交付手数料について追加するものでございます。また次の区分欄の個人番号欄におきまして、通知カード再交付手数料を削除するものでございます。

次に、次のページの多良木町固定資産評価審査委員会条例の一部改正についてでございますが、第6条第2項の改正は法律名の改正によるものと改正前の第6条第2項で指し示す法律第3条第1項の前に3条追加されたことによりまして条ずれが生じたため、第6条第1項に改正するものです。また、第2項中、前項の規定にならって弁明書が提出されたものとみなすことを、改正後は、正副2通の弁明書の提出があったものとみなすと改正することで弁明書の提出を明確に規定するものです。

第十条第1項第2号及び次のページの第2項第3号の改正については、法改正に伴い指し示す条にずれが生じたことによる改正でございます。

施行期日につきましては、第1項によりまして、また経過措置につきましては、第2項によりまして、また次のページの計画規定につきましては、次のページの第3項までに規定するものでございます。

以上で説明を終わります。よろしくお願いたします。

日程第 13 「議案第 57 号」 多良木町公共施設管理に伴う関係条例の整理に関する条例を定めることについて

○議長（高橋裕子さん） 次に、日程第 13、議案第 57 号、多良木町公共施設管理に伴う関係条例の整理に関する条例を定めることについて説明を求めます。

今井教育振興課長。

○教育振興課長（今井一久君） 議案第 57 号、多良木町公共施設管理に伴う関係条例の整理に関する条例を次のとおり定めることとするものでございます。

今回の改正の趣旨につきましてはですね、令和 2 年 4 月から運用されます多良木町公共施設予約システムの運用開始に伴いまして、効率的、効果的な施設の運用の観点からですね、利用者目線にのったところで教育施設から町への移管を行うものでございます。内容につきましては、新旧対照表の方で説明をさせていただきたいと思っております。

1 枚めくっていただきまして、第 1 条関係、多良木町民広場設置及び管理条例の一部を改正する条例新旧対照表ということで、全般的に多良木町教育委員会書いてあるところを、町長というふうに改めるものでございます。関係する条文につきましては、4 条、5 条、6 条、7 条、8 条、めくっていただきまして 9 条、そして 10 条につきまして多良木町教育委員会というふうに書いてあるところが町長に改めるものでございます。

次に、第 2 条関係でございます。多良木町ファミリーパーク宇宙ランド設置及び管理条例の一部を改正する条例新旧対照表でございます。これも同様な改正でございます。関係する条文の方が第 4 条、第 6 条というところで、同様に多良木町教育委員会を町長というふうに改正するものでございます。

次に、第 3 条関係でございます。多良木町世代間交流グラウンド設置及び管理条例の一部を改正する条例新旧対照表ということで、これも同様に、多良木町教育委員会というところを町長に改めるものでございます。関係条文の方が 4 条、6 条、8 条というところでございます。すいません。このようなはい、ですね、ということで、いずれにつきましても条例の附則の中でですね、施行日については、令和 2 年 4 月 1 日から施行するという内容となっております。説明は以上です。よろしくお願ひします。

日程第 14 「議案第 58 号」 令和元年度多良木町一般会計補正予算（第 5 号）

○議長（高橋裕子さん） 次に、日程第 14、議案第 58 号、令和元年度多良木町一般会計補正予算（第 5 号）について説明を求めます。

前田総務課長。

○総務課長（前田和博君） 議案第 58 号、令和元年度多良木町一般会計補正予算（第 5 号）について説明申し上げます。

第 1 条におきまして、歳入歳出予算の補正ということで、既定の歳入歳出予算の総額から歳入歳出それぞれ 2,622 万円を減額し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ 70 億 8,100 万 9,000 円とするものでございます。

第 2 条といたしまして、債務負担行為の補正を行っております。また、第 3 条といたしまして、地方債の補正を行っております。

6 ページの方をお願いいたします。債務負担行為の変更でございます。第二多良木地区農業基盤整備資金の償還に対する助成でございまして、県営事業における事業量の増加によりまして借入額も増額するものでございます。限度額欄におきまして、借入金額を補正前の 1,500 万円から補正後の 3,345 万円に 1,845 万円増額をするものでございます。

次に 7 ページをお願いいたします。上の段が地方債の追加でございます。公共事業等債と

いうことで、限度額欄におきまして 2,460 万円の追加です。これは第二多良木地区の事業量増加に伴うものでございます。中段の方が地方債の変更でございます。過疎対策事業債におきまして限度額で補正前が 2 億 5,050 万円、補正後が 2 億 4,830 万円ということで 220 万円の減額です。

10 ページをお願いいたします。歳入でございます。主なものを説明させていただきます。今回の補正におきましては、年度末を迎えまして、決算または決算見込みに合わせた減額補正が多くなっておりますので、その分については説明を省略させていただきます。町税の、町民税の個人分におきまして、1,870 万円の増額補正を行っております。その下の固定資産税におきまして、1,915 万円の増額補正でございます。款の 9、地方交付税でございますが、9,237 万 9,000 円の増額ということで、普通交付税分を増額補正をいたしております。今回の補正で普通交付税の充当残は 1 億 9,070 万 2,000 円となるところでございます。

11 ページの上の方でございますが、民生費負担金として、1,073 万 6,000 円の減額です。これは主に 10 月からの保育料無償化による負担金の減額でございます。中段あたりの目の 2、民生使用料でございますが、629 万円の増額でございます。これはふれあい交流センター使用料分でございます。当初見込みよりも来館者増が見込まれるために増額をするものでございます。

12 ページをお願いいたします。款の 13、国庫支出金の中の目の 1、民生費国庫負担金でございますが、補正額が 2,311 万 8,000 円の増額でございます。これは、節の 4、障害者福祉費負担金、説明欄の 3 段目の障害者自立支援給付費負担金過年度分ということで、平成 30 年度分でございます。この部分が増額の大きな要因を占めております。その下の目の 3、災害復旧費国庫負担金でございますが、1,314 万円の減額でございます。令和元年災公共土木施設災害復旧費負担金ということで、準用河川赤松川に係る分でございます。下の方の目の 5、土木費国庫補助金でございますが 721 万 9,000 円の減額でございます。住宅費補助金ということで、社会資本整備総合交付金分でございますが、これは補助金の内示に伴う減額でございます。

13 ページでございますが、中段あたりの 14、県支出金の中の目 1、民生費県負担金でございますが、1,044 万 7,000 円の増額でございます。主な増額の理由は、失礼しました。節の 5、障害者福祉費負担金の中におきまして、説明欄の 3 段目で障害者自立支援給付費県負担金過年度分ということで、平成 30 年度分でございますが、この部分までが大きなところを占めております。

14 ページの下の方ですが、目の 4、農林水産業費県補助金におきまして、合計で 927 万 6,000 円の減額でございます。内訳につきましては、説明欄のところでございますが、次のページの上の段から減額が続いておりますが、その下の方の 210 万円の増額ということで、棚田地域振興緊急対策交付金を計上しております。これは令和元年 8 月の棚田地域振興法の施行に伴いまして、必要な額を計上するものでございます。

15 ページの下の方でございますが、目の 7、災害復旧費県補助金ということで、276 万 3,000 円の増額でございます。節の 2 におきまして、林業用施設災害復旧費県補助金でございますが、334 万 8,000 円の増額です。これは平成 30 年災林道施設災害復旧費県補助金ということで、槻木北線の災害に伴うものです。

16 ページをお願いいたします。下の方の基金繰入金でございますが、合計で 2 億 276 万 5,000 円の減額をしております。これは、それぞれの基金におきまして、今回の補正予算の財源を調整しているものでございます。減債基金取崩におきましては、2 億 1,000 万円の減額ということで当初 3 億 1,000 万円を取り崩すこととしておりましたが、今回そのうちの 2 億 1,000 万円を取り崩さないこととするものでございます。まちづくり推進事業基金につきましては、そ取り崩し額を 985 万円増額するものでございます。また、多良木町ふるさとづくり納税寄附基金につきましては 261 万 5,000 円取り崩し額を減額するものでございます。次の

17 ページの上の方ですが、繰越金の補正です。補正額が 1,288 万 3,000 円でございます。今回の補正によりまして、繰越金額の全額を充当するものでございます。17 ページの下段の方からの雑入でございますが、合計の 1,193 万 2,000 円でございます。主なものとしましては、次のページの中段ほどでございますが、人吉球磨スマートインターチェンジ整備事業派遣職員給与等の負担金、それから益城町派遣職員給与、それから熊本県派遣職員給与等の負担金等が主なものでございます。さらに、その下の下の段におきまして、熊本県市町村振興協会市町村交付金ということで、これはハロージャンボ宝くじ収益金分を補正するものでございます。款の 20、町債で目の 3、農林水産業債につきましては、2,460 万円の増額補正です。これは第二多良木地区分でございます。起債の種類は公共事業等債です。目の 4 の商工債として 1,000 万円の減額ですが、内訳としまして、住宅リフォーム事業分が 1,100 万円の減、商工会プレミアム商品券発行補助事業分が 100 万円の増でございます。こちらは過疎対策事業債です。また目の 5 の土木債として 1,000 万円の増額でございますが、住宅リフォーム事業分でございます。住宅リフォーム事業分につきましては、当初、商工債で計上しておりましたが、本来、土木債に計上すべきものということで振替を行っているところでございます。

19 ページ、節の 2、社会教育施設整備事業債として、弓道場改修事業分を 220 万円減額しております。こちらでも過疎対策事業債でございます。歳入につきましては以上です。

続きまして、次の 20 ページから歳出でございます。歳出におきましても、年度末を迎えまして、決算または決算見込みに合わせた減額、増額補正が多くなっておりますので、一部説明を省略させていただきいただきます。主なもののみ説明させていただきます。目の 1、一般管理費におきまして 737 万円の増でございます。内訳としまして、節の 19、負担金補助及び交付金の中で、熊本県派遣職員給与負担金ということで 670 万円を計上しております。

23 ページをお願いいたします。目の 13、諸費におきまして、715 万 5,000 円の増額補正です。これは説明欄でくま川鉄道経営安定化補助ということでございまして、3 月におきましては、くま川鉄道株式会社の当該年度施設整備事業分の補正を行っているものでございます。次に、目の 14、基金費でございますが、7,040 万 6,000 円の増額ということで、内訳としましては、説明欄で、多良木町森林環境譲与税基金に 40 万 6,000 円、多良木町公共施設整備基金に 7,000 万円の積み立てを行うものです。

25 ページをお願いします。中ほどは参議院議員選挙の精算に伴うものでございます。26 ページでございますが、熊本県知事選挙の増額及び熊本県議会議員選挙の精算に伴うものでございます。27 ページ、中程からは、町議会議員選挙の精算に伴うものでございます。

30 ページをお願いします。中程の目の 4、障害者福祉費で 779 万 1,000 円の増額です。節の 20、扶助費におきまして、778 万円の増でございますが、年度末の実績等に伴う事業費の補正でございます。

36 ページをお願いいたします。上の方の目の 5、中山間地域等直接支払い制度事業で、128 万 8,000 円の増額でございますが、節の 13、委託料におきまして 205 万円の増額でございます。歳入の方でも出てきましたが、指定棚田地域団地設定調査業務委託料ということで計上するものです。

37 ページの中程ですが、目の 11 のほ場整備事業費で補正額が 3,530 万円です。節の 19、負担金補助及び交付金で 3,910 万円の補正でございます。説明欄の 1 番下で、農業水利施設保全合理化事業第二多良木地区分が 4,305 万円でございます。第二多良木地区用排水路改修事業分で県営事業における事業量の増加に伴う負担金の増でございます。

41 ページをお願いします。上の方の目の 1、消防総務費で 1,371 万 2,000 円の減でございます。上球磨消防組合特別負担金ということでございますが、これは当初予算のうちに過大に計上していた分の 1,371 万 2,000 円を減額するものです。

43 ページをお願いいたします。中程の項の 2、公共土木施設災害復旧費、目の 1、公共土木

施設災害復旧費でございますが、2,184万7,000円の減でございます。節の15、工事請負費で2,100万円の減額としておりますが、これは町道荒水谷線災害復旧工事分として計上していましたが、地すべり災害として次年度以降に計上を予定するために減額するものでございます。

44ページから46ページまでは給与費明細書を添付しております。47ページには債務負担行為に関する調書を添付いたしております。また、48ページには地方債に関する調書を添付しておりますので、ご確認いただければと思います。以上で説明を終わります。よろしくお願いいたします。

○議長（高橋裕子さん） ここで昼食のため暫時休憩といたします。午後は1時10分より開会いたします。

（午後0時4分休憩）

（午後1時5分開議）

○議長（高橋裕子さん） それでは、休憩前に引き続き会議を再開いたします。

日程第15 「議案第59号」 令和元年度多良木町国民健康保険特別会計（事業勘定） 補正予算（第3号）

○議長（高橋裕子さん） 次に、日程第15、議案第59号、令和元年度多良木町国民健康保険特別会計（事業勘定）補正予算（第3号）について説明を求めます。

東健康・保険課長。

○健康・保険課長（東 健一郎君） それでは、議案第59号についてご説明申し上げます。

令和元年度多良木町の国民健康保険特別会計（事業勘定）補正予算（第3号）は次に定めるところによるものでございます。

歳入歳出予算の補正ということで第1条、既定の歳入歳出予算の総額に歳入歳出それぞれ944万9,000円を追加し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ14億3,446万1,000円とするものでございます。今回の補正につきましては、保険給付費の支払い見込み額の増加が主な補正要因でございます。詳細につきましては事項別明細書の方で説明させていただきます。

6ページの方をお願いいたします。まず歳入でございます。款の1、国民健康保険税、項の1、目の1、一般被保険者国民健康保険税ということで、補正額が529万9,000円の減でございます。これは決算見込みによるものでございます。次に目の2、退職被保険者等国民健康保険税ということで27万6,000円の増でございますが、これも決算見込みによるものでございます。

次に、7ページのほうに行きまして、款の3、国庫支出金、項の1、国庫補助金、目の1、国民健康保険制度関係業務事業費補助金ということでございますが、25万2,000円の減額でございます。これは説明欄で国民健康保険税システム改修補助金ということで、これにつきましては、当初、25万2,000円を計上しておりましたが、県支出金の特別調整交付金分として、今後交付されることになったため、今回この項目を減額補正するものでございます。

次に款の4、県支出金、項の1、県補助金、目の1、保険給付費等交付金ということで、補正額が609万6,000円でございますが、まず、節の1の普通交付金ということで274万9,000円の増でございます。これは保険給付費分ということで、説明といたしましては、歳出におきまして、保険給付費支出の増額が見込まれ、それに伴い財源である普通交付金を増額するものでございます。次の節の2の特別交付金でございますが、説明欄で特別調整交付金分が382万円、特定健康診査等負担金が47万3,000円の減となっておりますが、いずれも交付申請による補正でございます。

次に、款6、繰入金、項の1、他会計繰入金、目の1、一般会計繰入金でございますが、総

額で574万9,000円の減ということでございますが、まず保険基盤安定繰入金保険税軽減分が62万1,000円の減、次の保険基盤安定繰入金保険者支援分が263万1,000円の減ということでございますが、これにつきましては国県からの負担金交付額が決定したことによりまして、国保特別会計で受け入れる繰入金を補正するものでございます。

次の節の5の財政安定化支援事業繰入金ということで426万6,000円の減でございますが、これにつきましては熊本県から本繰入金の算定額通知があったことに伴います補正でございます。1番下のその他一般会計繰入金でございますが、176万9,000円の増でございます。地方単独事業一般会計繰入金ということで、中身としましては、子ども医療費現物給付を行ったことによりまして、調整交付金等の減額措置がございます。その算定基礎額分を一般会計から繰り入れるものでございます。

次のページをお願いいたします。8ページでございます。款の7、繰入金、項の1、同じ、目の2、その他繰越金ということで1,027万6,000円の増額補正でございます。これにつきましては、今回補正予算の財源調整のため、繰越金を予算化するものでございます。補正後の予算化可能額は6,406万4,000円ということになります。歳入最後のやつですが、款の8、諸収入、項の3、雑入でございますが、401万1,000円の増額でございます。診療報酬等過年度収入ということで、内容といたしましては、精算によります平成30年度分の診療報酬の収入でございます。歳入は以上でございます。

次に9ページの歳出の方をお願いいたします。まず中程の款の2の保険給付費、項の1、療養諸費、目が1の一般被保険者療養給付費、また2の退職被保険者等療養給付費、4の退職被保険者等療養費、また次の項の2の高額療養費、目の2の退職被保険者等高額療養費、それぞれ増額、減額を行っておりますが、いずれも支払い見込み額の変更に伴う補正でございます。

次のページをお願いいたしまして、10ページでございます。下から2段目の款の6、保健事業費、項の2、特定健康診査事業費、目も同名でございますが、補正額が74万7,000円の減額でございます。これにつきましては説明で特定検診委託料ということで、支払い見込み額の減少に伴います減額補正ということでございます。

最後の款の8、諸支出金、項の2、繰出金、目の1、直営診療施設勘定繰出金ということで、334万6,000円の増額でございますが、これは公立多良木病院企業団会計繰出金ということで、内容といたしましては、公立多良木病院が取り組みました特別調整交付金対象事業に対する繰出金の増額補正でございます。中身でございますが、主な増加要因につきましては、病院の各診療科の出入り口を開き度から引き戸に変更するための費用が主な増額でございます。

以上で説明を終わらせていただきます。どうぞよろしくお願いいたします。

日程第16 「議案第60号」 令和元年度多良木町国民健康保険特別会計（直診勘定） 補正予算（第2号）

○議長（高橋裕子さん） 次に、日程第16、議案第60号、令和元年度多良木町国民健康保険特別会計（直診勘定）補正予算（第2号）について説明を求めます。

東健康・保険課長。

○健康・保険課長（東 健一郎君） それでは、議案第60号についてご説明申し上げます。

令和元年度多良木町の国民健康保険特別会計（直診勘定）補正予算（第2号）は次に定めるところによるものでございます。

歳入歳出予算の補正ということで第1条、既定の歳入歳出予算の総額に歳入歳出それぞれ1万5,000円を追加し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ、1,036万1,000円とするものでございます。今回の補正につきましては、補助金収入見込み額が減ったことが主な補正要因でございます。説明の方は事項別明細書の方をお願いいたします。

5 ページの方をお願いいたします。まず歳入でございます。款の 1、県支出金、項の 1、県補助金、目の 1、へき地診療所運営費県補助金ということで、48 万 5,000 円の減額でございます。これにつきましては、補助金の交付申請による減額補正ということでございます。次の款の 2、繰入金、項の 1、目の 1、一般会計繰入金でございます。50 万 1,000 円の増額補正でございますが、これにつきましては、この直診勘定特別会計で不足する分を財源として一般会計から繰り入れるものでございます。次に款の 3、諸収入、項の 1、雑入でございますが、1,000 円の減額でございます。これは収入の見込みがないことから減額補正ということでございます。

次の 6 ページをお願いいたします。歳出でございます。款の 1、総務費、項の 1、総務管理費、目の 1、一般管理費でございますが、補正額が 1 万 6,000 円の増ということでございますが、内訳といたしましてまず節の 11、需用費が 3 万 4,000 円の減額。光熱水費ということで、これにつきましては、これ中身は水道料でございます。これにつきましては公立多良木病院会計の方から支出されたものですから、今回全額を落とすということでございます。次に節の 12 の役務費 3,000 円の減でございますが、手数料ということで、水質検査手数料でございます。これは実績に伴います減額補正ということでございます。次の節の 23、償還金及び利子でございますが、5 万 3,000 円の増ということで国県補助金等返納金でございますが、これは平成 30 年度熊本県へき地診療所運営費補助金の精算返納ということでございます。次の款の 2 の予備費につきましては不用分ということで今回減額させていただきます。

以上で説明を終わらせていただきます。どうぞよろしくをお願いいたします。

日程第 17 「議案第 61 号」 令和元年度久米財産区特別会計補正予算（第 1 号）

○議長（高橋裕子さん） 次に、日程第 17、議案第 61 号、令和元年度久米財産区特別会計補正予算（第 1 号）について説明を求めます。

水田農林課長。

○農林課長（水田寛明君） それでは、議案第 61 号についてご説明をさせていただきます。

令和元年度久米財産区特別会計補正予算（第 1 号）は次に定めるところによるものでございます。

歳入歳出予算の補正といたしまして、第 1 条、既定の歳入歳出予算の総額に歳入歳出それぞれ 55 万円を追加し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ 935 万 3,000 円とするものでございます。

説明につきましては 5 ページをお開きいただきたいと思います。まず歳入につきまして、款 1、県支出金、項 1、県補助金、目 1、農林水産業費県補助金、節の林業費県補助金になります。22 万円の減額となっております。間伐等森林整備促進対策事業費県補助金の方で減額をさせていただいております。こちらにつきましては、事業実績に合わせまして、面積の方が若干減ってきておりますので、そちらの方で減額というふうな形になっております。続きまして款 2、財産収入、項 2、財産売払収入、目 1、不動産売払収入、節のその他不動産売払収入になりますけれども、こちらの方が 153 万 8,000 円の減額となっております。立木代金等になりますけれども、実績による減額ということで、先ほど県補助金の方でもですね、面積減による補助金も減額になっておりますが、そういった内容について精査したところ 150 万ほどの減額ということになっております。続きまして、款 4、繰越金、項 1、繰越金、目、繰越金になりますけれども、こちらの方が 230 万 8,000 円の増額となっております。前年度繰越金の確定したものに伴い、今回増額をさせていただいております。

次のページ 6 ページをご覧くださいと思います。歳出になります。款 2、財産造成費、項 1、管理費、目、財産造成管理費になります。まず 13 番委託料になりますけれども、123 万

8,000円の減額となっております。間伐等森林整備促進対策事業になりますけれども、歳入の方でもありましたが、面積の減、それと入札残、そういったものがもろもろ含まれまして、123万円の減額という形で計上しております。その下の負担金補助及び交付金ということで9万円今回上げさせていただいております。補助金になりますけれども、こちらにつきましては、今村公民分館補修事業の補助ということで、財産区の方で久米地区の公民館改修につきましては、補助金の方を出しておりましたので、総額から補助金が出た場合に、補助残の10%を補助するというふうな形でしておりましたので今回9万円ということで上げさせていただいております。続きまして、その下の款の3、積立金、項の1、積立金、目の積立金になりますけれども、こちらにつきましても今回の補正予算を鑑みまして169万8,000円の方を基金積立の方に回させていただければというふうに思っております。

以上で説明終わります。よろしく申し上げます。

日程第18 「議案第62号」 令和元年度多良木町下水道事業特別会計補正予算（第3号）

○議長（高橋裕子さん） 次に、日程第18、議案第62号、令和元年度多良木町下水道事業特別会計補正予算（第3号）について説明を求めます。

久保環境整備課長。

○環境整備課長（久保日出信君） それでは、議案第62号についてご説明申し上げます。

令和元年度多良木町の下水道事業特別会計補正予算（第3号）は、次に定めるところによるものでございます。

歳入歳出予算の補正第1条、既定の歳入歳出予算の総額に歳入歳出それぞれ248万1,000円を追加し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ2億9,233万円とするものでございます。第2条、地方債の補正ということで既定の地方債の変更を行っております。今回の主な補正につきましては、国の補正予算に対応いたします熊本県の流域下水道事業建設の負担金の変更によるものでございます。

3ページをお開きください。地方債の変更でございます。下水道事業債の限度額を600万円から800万円に変更をするものでございます。流域下水道汚水処理場等の浸水対策事業に伴います熊本県に対します建設負担金の増額によりまして、下水道事業債の変更を行うものでございます。次に、内容の詳細につきましては事項別明細書によりご説明申し上げます。

6ページをお開きください。歳入についてご説明申し上げます。款2、使用料及び手数料、項1、使用料、目の下水道使用料です。現年度分の下水道使用料の減額ということで132万1,000円の減額でございます。こちらにつきましては、現在の調定額並びに収入見込みによって減額を行うものでございます。次に款の3、国庫支出金、項の国庫補助金でございます。目の下水道事業国庫補助金ということで50万2,000円の減額でございます。こちらは本年度から取り組んでおります、下水道の接続推進助成金の実績による減額でございます。次に、款6、繰越金、項1、繰越金、目の繰越金でございます。219万8,000円の増額でございます。財源調整のため増額を行っております。款7、諸収入、2、雑入、目の雑入でございます。10万6,000円の増額ということで消費税の還付金でございます。過年度分の消費税の修正申告によりまして還付が発生いたしましたので今回、歳入を補正をしております。次に、款8、町債、項の町債、目の下水道債です。先ほどご説明申し上げましたように流域下水道事業債ということで200万円の増額を行っておるところでございます。次に歳出でございます。

7ページでございます。款の1、下水道事業費、項1、下水道事業費、目の下水道整備費です。272万3,000円の増額でございます。19の負担金補助及び交付金ということで流域下水道整備事業の負担金として、県の建設事業の内容の変更によりまして増額を行うものでござい

ます。次に、款の2の下水道維持管理費、項、一般管理費、目の一般管理費です。24万2,000円の減額でございます。19、負担金補助及び交付金ということで80万9,000円でございます。配水設備接続助成金ということで、接続助成につきましては当初見込んでおりました件数には達してはいたしましたが接続実績等の額によりまして今回減額を行うものでございます。27、公課費でございます。56万7,000円の増額ということで、前年度分の消費税修正申告によりまして、今回増額を行うものでございます。款3、公債費、1、公債費、目の利子でございますが、今回補正はございませんけれども、財源組み替えを行っているところでございます。

最後に、9ページでございます。地方債の当該年度末におけます現在高の見込み額に関する調書でございます。起債の変更によりまして、当年度の末の現在高見込み額といたしまして15億8,700万となるものでございます。以上、よろしくお願い申し上げます。

日程第19 「議案第63号」 令和元年度多良木町介護保険特別会計補正予算（第3号）

○議長（高橋裕子さん） 次に、日程第19、議案第63号、令和元年度多良木町介護保険特別会計補正予算（第3号）について説明を求めます。

東健康・保険課長。

○健康・保険課長（東 健一郎君） それでは、議案第63号、令和元年度多良木町の介護保険特別会計補正予算（第3号）は次に定めるところによるものでございます。

歳入歳出予算の補正ということで、第1条、既定の歳入歳出予算の総額に歳入歳出それぞれ31万7,000円を追加し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ15億5,919万9,000円とするものでございます。今回の補正につきましては、国県補助金等の変更申請や事業費等の支出見込みの変更に伴う補正でございます。詳細につきましては事項別明細書の方でご説明申し上げます。

5ページの方をお願いいたします。まず歳入でございます。まず款の1、保険料、項の1、介護保険料、目の1、第1号被保険者保険料ということで、節では現年度分普通徴収保険料でございますが、103万5,000円の減額ということでございます。これにつきましては決算見込みに伴います減額補正ということでございます。次に款の3の国庫支出金、項の1、国庫負担金、目の1、介護給付費負担金ということで、補正額が278万6,000円の減ということでございますが、これも決算見込みによります減額補正ということでございます。次に、款の3、項の2、国庫補助金、目の1、調整交付金が119万9,000円の減、次の目の2、地域支援事業交付金（介護予防・日常生活支援事業分）が149万3,000円の増、次の目の3、地域支援事業交付金（介護予防・日常生活支援総合事業以外分）が23万6,000円の減ということでございますが、いずれも決算見込みによる補正でございます。次に1番下の款の4、支払基金交付金、項の1、目の1、介護給付費交付金ということで687万1,000円の減、次の目の2の地域支援事業支援交付金が46万2,000円の減ということでございますが、これも決算見込みによる減額補正ということでございます。次のページをお願いいたします。

6ページでございます。続きでございますが、款の5の県支出金、項の2の県補助金、目の2、地域支援事業交付金（介護予防・日常生活支援事業支援総合事業以外分）でございますが、補正額が11万8,000円の減ということでございますが、これも決算見込みによる減額補正ということでございます。次の款の6の財産収入、項の1、財産運用収入、目の1、利子及び配当金ということで補正額が6,000円ということでございますが、これにつきましては介護給付基金からの発生しました利子でございます。次の款の7の繰入金、項の1、一般会計繰入金、目の2、その他一般会計繰入金ということで30万8,000円の増額でございますが、これにつきましては、事務費繰入金ということで、事務費の支出がふえることに伴います一般会計か

らの繰入金の増ということでございます。次に、款の 7、項の 2、基金繰入金、目の 1、介護給付費基金繰入金ということで 549 万 5,000 円の減でございますが、多良木町介護給付基金取りくずしということで、これにつきましては、当初予算で財源調整のため基金から 549 万 5,000 円を取り崩すこととしておりましたが、現時点におきまして、その必要性がなくなったことから基金取り崩しを取りやめるということでございます。次に項の 8、繰越金でございますが、補正額で 1,655 万 2,000 円の増ということでございますが、今回の財源調整のため、前年度繰越金を予算化するものでございます。補正後の繰越金予算化可能額は 5,103 万 9,000 円というふうなことになります。次に款の 9 の諸収入、項の 2、雑入、まず、目の 1、第三者納付金ということで 16 万 5,000 円の増でございますが、損害賠償額が今回決定したため、予算化したものでございます。ちなみに 1 名分でございます。次の目の 3、雑入でございますが、5,000 円の減ということで、雇用保険個人分の減ということでございます。

次のページの 7 ページをお願いいたします。歳出でございます。款の 1、総務費、項の 1、総務管理費、目の 1、一般管理費でございますが、30 万 8,000 円の増ということでございますが、内訳につきましては超過勤務手当が 15 万 6,000 円、委託料の介護保険制度改正システム改修委託料ということで、15 万 2,000 円の増でございます。この委託料につきましては、番号制度にかかります総合行政システムの改修費用ということでございます。続きまして、飛ばして款の 2 の保険給付費、項の 1、介護サービス等諸費、目の 1、同名でございますが、補正額が 218 万円の減ということでございます。これにつきましては、介護サービス給付費の減少見込みに伴います減額補正ということでございます。次に款の 2、項の 2、介護予防サービス等諸費、目も同じでございますが、1 でございますが、166 万円の増額補正ということでございますが、内訳につきましては、説明欄に記載しているとおりでございます。次に款の 2、項の 3、高額介護サービス等費、目の 1 も同名ですが、52 万円の増額補正でございます。これにつきましては、高額介護サービス費の増加見込みに伴います増額補正ということでございます。

ページは飛ばしまして、10 ページの方をお願いいたします。下から 2 番目でございます。款の 4、基金積立金、項の 1、同じく、また目の 1、介護保険給付基金積立金ということで 7,000 円の増でございますが、これは基金から発生した利子相当分を積み立てるものでございます。最後に、款の 5、諸支出金、項の 1、賠償償還金及び還付加算金、目の 2、償還金でございますが 2,000 円の増でございます。国県補助金返納金でございますが、これにつきましては平成 28 年度分の介護給付費財政調整交付金につきまして、再算定を行ったところ 2,000 円の差額が生じました。このためこれを返還する必要があるため、今回増額補正をお願いするところでございます。

以上で説明を終わらせていただきます。どうぞよろしくをお願いいたします。

日程第 20 「議案第 64 号」 令和 2 年度多良木町一般会計予算

○議長（高橋裕子さん） 次に、日程第 20、議案第 64 号、令和 2 年度多良木町一般会計予算について説明を求めます。

前田総務課長。

○総務課長（前田和博君） 議案第 64 号、令和 2 年度多良木町一般会計予算について説明申し上げます。

令和 2 年度多良木町の一般会計の予算は次に定めるところによるものでございます。第 1 条で歳入歳出予算でございますが、歳入歳出予算の総額は歳入歳出それぞれ 69 億 2,000 万円と定めるものでございます。第 2 条におきまして債務負担行為、第 3 条におきまして地方債、第 4 条におきまして一時借入金、第 5 条におきまして歳出予算の流用について定めるものでござ

います。

8 ページをお願いいたします。歳入歳出予算の事項別明細書の総括で説明をさせていただきたいと思っております。まず歳入でございますが、表の頭の項目で左から款、本年度予算額、前年度予算額、比較となっております。款につきましては、1 の町税から、21 の町債、それからこれは廃款でございますが、自動車取得税交付金を合わせまして、合計で本年度予算額が 69 億 2,000 万円、前年度予算が 68 億 200 万円ということで比較で 1 億 1,800 万円の増となっております。これからの説明ですけれども、比較欄におきまして、それぞれの項目の対前年度増減額が出ております。この増減額の主な内容について、事項別明細書の方で説明するという形で説明をしたいと思っております。随時この 8 ページの方へ戻ってくるという形で説明させていただければと思っております。

まず 1 の町税でございますが、本年度が 7 億 3,767 万 1,000 円ということで、対前年度比較で 1,074 万 3,000 円の減額でございます。内訳としましては、10 ページをお願いいたします。款の 1、町税、項の 1、町民税におきまして合計欄の比較欄で、1,276 万 4,000 円の減、次の項の 2、固定資産税におきまして、比較欄の合計欄で 505 万 1,000 円の増、次の 3、軽自動車税におきまして、比較の合計欄で 35 万 7,000 円の増、次の項の 4、市町村たばこ税におきまして合計欄で 338 万 7,000 円の減でございます。

8 ページの方をお願いします。款の 2、地方譲与税から款の 9、地方特例交付金までの一般財源等につきましては、本年度予算額で合計をいたしますと、2 億 8,272 万 3,000 円でございます。また、同じように款の 2 から 9 の前年度予算額欄を合計いたしますと、2 億 6,467 万 8,000 円ということで、対前年度比で 1,804 万 5,000 円の増額となっております。

この主な理由といたしましては 11 ページをお願いします。中程でございますが、款の 2、地方譲与税、項の 3、森林環境譲与税、目の 1、森林環境譲与税でございますが、前年度当初予算が 0 円、今年度が 1,301 万 1,000 円ということで、1,301 万 1,000 円の増額となっております。この部分が主な増の要因となっております。

また 8 ページをお願いします。款の 10、地方交付税でございますが、本年度が 25 億 4,206 万 7,000 円、前年度が 25 億 579 万 7,000 円ということで 3,627 万円の増額ということで計上いたしております。令和 2 年度の国から発表されます地方財政計画におきましては、地方交付税総額が配分ベースで前年度の 16.2 兆円から本年度の 16.4 兆円ということで、0.4% の・・・ということですが、ほぼ前年並みというふうになっております。当初予算におきましては、予算編成上の調整のために 3,627 万円の増額ということで計上いたしております。款の 11、交通安全対策特別交付金につきましては、本年度 77 万 8,000 円ということで、ほぼ前年度並みの計上でございます。款の 12、分担金及び負担金でございますが、本年度が 3,158 万 7,000 円ということで、対前年度比較で 2,051 万 3,000 円の減額計上でございます。

主な理由といたしまして 13 ページをお願いします。款の 12、分担金及び負担金、項の 2、負担金、目の 1、民生費負担金におきまして、節の 2、保育料負担金現年度分でございますが、本年度が 966 万円の計上でございます。前年度におきましては、この部分で 2,931 万 7,000 円の計上ございました。1,965 万 7,000 円の減額となっております。この部分が主な要因となっております。

次に、8 ページをお願いします。款の 13、使用料及び手数料でございますが、1 億 389 万円の計上でございます。若干の増額ということで計上いたしております。次の款の 14、国庫支出金でございますが、本年度が 8 億 8,226 万 8,000 円、前年度が 7 億 9,254 万円ということで比較で 8,972 万 8,000 円の増額でございます。

主な理由といたしまして 16 ページをお願いします。中程の 14、国庫支出金、項の 2、国庫補助金、目の 2、民生費国庫補助金、節の 2、児童福祉費補助金、説明欄の 2 段目でございますが、教育・保育給付交付金ということで、本年度が 2 億 1,940 万 7,000 円の計上ございま

す。前年度におきましては、1億8,004万3,000円ということで、増額として3,936万4,000円が増えております。

また次の17ページでございますが、説明欄で上から3番目の公立学校情報通信ネットワーク環境施設整備費補助金ということで1,705万8,000円が新規に計上をいたしております。またその下の段の節の2、社会教育費補助金といたしまして、社会資本整備総合交付金ということで4,000万円を計上しております。こちらは多良木町民体育館改修工事に充当するものですが、こちらも新規で計上いたしております。以上が国庫補助金の主な増加要因等となっております。

また8ページをお願いします。款の15、県支出金でございますが、本年度が6億9,716万3,000円ということで、比較におきまして3,252万円の減額となっております。

主な理由等といたしまして17ページをお願いします。下の方の款の15、県支出金、項の1、県負担金、目の1、民生費県負担金でございますが、その中で節の3、児童福祉費県負担金におきまして、説明欄でございますが、前年度におきましては、ここに障害児施設支援給付費県負担金ということで3,960万円が計上されておりましたが、本年度におきましては、この計上がないということで、これが大きな減額要因となっております。

また8ページをお願いします。款の16、財産収入でございますが、本年度が6,683万8,000円、比較欄におきまして2,083万2,000円の増額計上となっております。

増減理由といたしまして、23ページをお願いします。款の16、財産収入、項の2、財産売払収入、目の1、不動産売払収入、節の2、その他の不動産売払収入欄におきまして、説明欄2段目ですが、町有林立木売払収入ということで5,364万5,000円を計上いたしております。昨年度計上額が3,239万5,000円ということで、対前年度比で2,125万円の増額計上をいたしております。この部分が財産収入の主な増額要因等となっております。

また8ページに戻っていただきまして、款の17、寄附金でございますが、今年度が5,000万3,000円の計上でございます。前年度比較で2,000万円の増額としております。

主な理由等といたしまして、24ページをお願いします。款の17、寄附金、項の1、寄附金、目の2、指定寄附金、節の1、指定寄附金、説明欄の3番目でございますが、多良木町ふるさと応援寄附金ということで5,000万円を計上しております。昨年度におきましては3,000万円の計上ございましたので、2,000万円増額計上をいたしております。本年度におきましては、楽天等の申し込みサイトをさらに増やすことによりまして、寄附額の増額を見込むものでございます。

8ページをお願いします。款の18、繰入金でございますが、本年度が4億5,200万円の計上でございます。昨年が前年度が3億7,343万5,000円ということで比較で7,856万5,000円の増額計上でございます。

主な要因等といたしまして、24ページをお願いします。款の18、繰入金、項の1、基金繰入金、目の1、基金繰入金でございますが、この中で節の2で、まちづくり推進事業基金繰入金でございますが、8,405万円の計上でございます。昨年度が5,615万円ございましたので、2,790万円の増額計上しております。また、節の3、多良木町ふるさとづくり納税寄附基金繰入金につきましては1,460万8,000円の計上です。前年度が728万3,000円ということで、比較の732万5,000円の増額計上となっております。その下の節の4、多良木町奨学基金繰入金ということで、734万円の計上でございます。これは条例改正に伴う取り崩し分として計上をいたしております。その下の節の5、多良木町農業振興基金繰入金でございますが、3,600万円の計上です。こちらも条例改正に伴う取り崩し分として計上しております。ちょっと飛ばしましたけども、1番、節の1の減債基金につきましては昨年同様の額を計上いたしております。

8ページに戻っていただきまして、款の19、繰越金でございますが、本年度が2億5,000万

円の計上でございます。昨年と同額を計上しております。款の 20、諸収入でございますが、本年度が 3,534 万 9,000 円の計上で、比較におきまして 3,992 万 2,000 円の減額となっております。

理由といたしましては、26 ページをお願いします。款の 20、諸収入、項の 3、受託事業収入、目の 5、造林受託事業収入におきまして、本年度が 250 万円、前年度が 2,700 万円ということで比較で 2,450 万円の減額でございます。森林研究整備機構造林受託事業収入分でございます。また、目の 5 の雑入におきまして、合計欄におきまして 1,553 万 5,000 円の減ということでございますが、前年度は当初予算におきまして雑入で換地清算金 1,000 万円、また換地清算関係権利者負担金として 1,000 万円、合計 2,000 万円を計上しておりましたが、本年度はこれがないところでございます。これらが諸収入の主な減額要因となっております。

8 ページをお願いします。21、町債におきまして本年度計上額が 7 億 8,766 万 3,000 円でございます。前年度と比較しまして 3,672 万 9,000 円の減額でございます。

主な理由といたしましては、28 ページをお願いします。款の 21、町債、項の 1、町債、目の 6、消防債でございます。本年度が 1 億 8,650 万円、前年度が 4 億 2,750 万円、2 億 4,100 万円の減額計上でございます。内容につきましては説明欄のとおりでございます。また、目の 7、教育債におきまして、本年度が 2 億 4,330 万円の計上でございます。前年度が 3,400 万円ということで、比較欄におきまして 2 億 930 万円の増額計上でございます。主なものといたしましては、説明欄にありますとおり町民体育館改修事業で 8,500 万円、中学校校舎改築事業実施設計といたしまして 8,900 万円、校内通信ネットワーク整備事業といたしまして 1,530 万円を計上しております。以上を相殺したところが主な減額の要因等となっております。

また 8 ページをお願いします。1 番下の自動車取得税交付金につきましては、今年度は廃款となっております。合計いたしまして、本年度が 69 億 2,000 万、前年度が 68 億 200 万でございます。

続きまして 9 ページが歳出の総括でございます。歳入と同様に比較欄の大きい、比較欄の増減が大きいものにつきまして、事項別明細書の方で主なもののみ説明をさせていただきまして、随時この 9 ページに戻ってくるという形で説明をさせていただければと思います。まず款の 1、議会費でございますが、本年度が 7,992 万 9,000 円、前年度が 8,101 万円ということで比較で 108 万 1,000 円の減ということで若干の減額計上となっております。款の 2、総務費におきまして、本年度が 9 億 3,819 万 4,000 円で比較欄におきまして 1 億 1,070 万 1,000 円の増額でございます。

主な増額理由といたしまして 31 ページをお願いします。款の 2、総務費、項の 1、総務管理費、目の 1、一般管理費におきまして、節の 2、給料で 1 億 1,804 万 1,000 円を計上しております。前年度が 1 億 781 万 7,000 円ということで 1,022 万 4,000 円の増額計上をしております。これは新規採用職員分を一括して当初予算におきましては、一般管理費で計上しているために増額をしております。

次の 32 ページですが、上の方の職員手当につきましても 9,622 万 8,000 円、前年度がここが 8,687 万 6,000 円だったということで、936 万 1,000 円の増額となっております。給料と同様の理由によるものでございます。

次に、47 ページをお願いします。真ん中あたりの款が総務費、項が総務管理費、目が 14 の基金費でございますが、説明欄の 4 段目で多良木町ふるさとづくり納税寄附基金積立が 5,000 万 9,000 円ということで、対前年度比で 2,000 万円の増額を計上いたしております。また、次の次の段におきまして、多良木町公共施設整備基金積立が 4,334 万円ということで、こちらは昨年度は積み立てはなかったところでございます。

また 48 ページでございますが、目の 16、地方創生推進交付金事業費におきまして、合計で 2,089 万 1,000 円の増でございますが、節の 18、負担金補助及び交付金の中で、説明欄の交付

金といたしまして、多良木町しごと創生機構交付金を 6,300 万円計上いたしております。昨年度の計上額が 4,468 万 7,000 円ということで、1,831 万 3,000 円の増額計上をいたしております。

次に 57 ページをお願いします。款の 2、総務費、項の 5、統計調査費、目の 5、国勢調査費ということで、488 万 6,000 円の計上です。対前年度比で 477 万 9,000 円の増でございます。以上のようなことが総務費におけます主な増加要因等となっております。

また 9 ページに戻っていただきまして、款の 3、民生費におきまして、本年度予算が 19 億 8,745 万 7,000 円でございます。前年度と比較しまして 3,530 万 3,000 円の減額でございます。

主な理由といたしましては 71 ページをお願いします。款の 3、民生費、項の 2、児童福祉費、目の 3、学園費でございますが、令和 2 年度からの指定管理に伴いまして、本年度が 553 万円、前年度が 9,223 万 6,000 円の計上ということで、8,670 万 6,000 円の大幅減額となっております。このことが民生費の主な減額要因等となっております。

9 ページをお願いします。款の 4、衛生費でございますが、本年度が 6 億 804 万 8,000 円ということで、対前年度比で 717 万 4,000 円の増額計上いたしております。

主な増額の要因といたしましては 78 ページをお願いします。款の 4、衛生費、項の 1、保健衛生費、目の 7、環境衛生費でございますが、次のページにまたがりませんが、節の 18、負担金補助及び交付金におきまして、負担金の中の一行目でございますが、人吉球磨広域行政組合深田埋立処分費から、下から 4 段目の人吉球磨広域行政組合免田葬祭場費までの分を合計いたしますと、本年度が 1 億 4,372 万 4,000 円の計上をいたしております。この分につきまして昨年度を合計いたしますと、1 億 3,789 万 1,000 円ということで、585 万 1,000 円の増額となっております。このことが衛生費の主な増加要因等となっております。

9 ページをお願いします。款の 5、労働費におきましては、昨年同様 1,000 円の計上でございます。款の 6、農林水産業費でございますが、本年度が 7 億 171 万 5,000 円の計上でございます。対前年度比較の 1,211 万 5,000 円の減額でございます。主な理由等といたしまして 85 ページをお願いします。増減の大きなものについて説明をさせていただきたいと思っております。中程の目の 5、中山間地域等直接支払制度事業費で対前年度比 701 万 4,000 円の増額となっております。

また、87 ページでございますが、中程の目の 8、地産地消推進事業費で前年度比較の 600 万円の増額でございます。ふるさと納税の収入増額に伴いまして経費の方の増額も見込むものでございます。目の 9、地籍調査費におきましては、対前年度比で 1,499 万 9,000 円の減額計上をいたしております。

また、94 ページでございますが、下の方の目の 3、造林費におきまして、対前年度比較で 1,032 万 2,000 円の減額を見込むものでございます。

その次のページの 95 ページでございますが、目の 4、森林研究整備機構分収造林受託事業費ということで、前年度比較の 2,428 万 8,000 円の減額計上をしているものでございます。これらの主な理由を相殺いたしまして、農林水産業全体では対前年度比で約 1,200 万円の減額計上となっております。

9 ページをお願いいたします。款の 7、商工費でございますが、本年度が 5,206 万 9,000 円、前年度が 5,373 万 6,000 円で 166 万 7,000 円の減ということで、ほぼ前年度並みの計上をいたしております。款の 8、土木費でございますが、本年度が 6 億 9,816 万 8,000 円、前年度が 7 億 902 万円ということで 1,085 万 2,000 円の減額計上でございます。

主な理由等といたしまして 103 ページをお願いします。こちらは款の 8、土木費、項の 2、道路橋りょう費でございますが、目の 1 としまして道路橋りょう総務費で 655 万円の減、道路維持費で 992 万 1,000 円の減、道路新設改良費で 582 万 5,000 円の減、次のページの社会資本

整備総合交付金道路事業費におきましては、逆に4,028万円の増額、目の5、口の坪覚井線整備事業費におきましては3,765万円の減ということで、これらを合計いたしまして、道路橋りょう費全体では対前年度比較の1,966万6,000円の減額計上となっております。

9ページの方をお願いします。款の9、消防費でございますが、本年度が4億2,540万4,000円、前年度が6億7,206万5,000円ということで、比較して2億4,666万1,000円の減額でございます。

減額要因につきましては106ページをお願いします。款の9、消防費、項の1、消防費、目の2、非常備消防費でございますが、次のページの節の14、工事請負費におきまして、防災行政無線デジタル化整備工事としまして、1億6,600万円を計上いたしております。前年度におきましては、この部分が3億9,500万円の計上ございましたので、比較して2億2,900万円の減額計上でございます。このことが消防費の主な減額要因となっております。

9ページをお願いします。款の10、教育費でございますが、本年度が7億4,518万3,000円、前年度が4億6,775万9,000円ということで、対前年度比較で2億7,742万4,000円の増額計上をいたしております。

主なものといたしまして119ページをお願いします。款の10、教育費、項の3、中学校費、目の3、中学校校舎改築事業費におきまして、本年度が1億2,744万6,000円、前年度が7万7,000円ということで、対前年度比較で1億2,736万9,000円の増額計上でございます。主な経費につきましては、節の12、委託料で校舎改築設計業務委託料でございます。

次に127ページをお願いします。上の方の款の10、教育費、項の5、保健体育費、目の2、体育施設費におきまして、本年度が1億5,270万9,000円、前年度が4,008万2,000円、比較におきまして1億1,262万7,000円の増額計上でございます。14、工事請負費におきまして多良木町民体育館改修工事といたしまして、1億2,500万円を計上いたしております。これらが教育費におけます主な増加要因等となっております。

9ページをお願いいたします。款の11、災害復旧費でございますが、本年度が1,973万1,000円、前年度が392万8,000円、比較において1,580万3,000円の増額でございます。

主な理由として131ページをお願いします。上の方の目の1、公共土木施設災害復旧費におきまして、節の12、委託料でございますが、公共土木施設災害復旧費測量設計業務委託料として1,130万円を計上いたしております。昨年度におきましては、この計上がございませんでしたので、この部分が災害復旧費におけます主な増加要因等となっております。その下の公債費でございますが、元金と利子を合わせまして、合計で対前年度比較で1,577万5,000円の増額でございます。またその下の予備費でございますが、本年度が600万5,000円、前年度が720万3,000円、比較で119万8,000円の減額計上をいたしております。

9ページに戻っていただきまして、これらをすべて合計いたしまして、歳出合計が本年度、69億2,000万、前年度が68億200万、比較において1億1,800万円の増ということで歳入と同額でございます。

132ページから140ページまでにおきましては、給与費明細書を添付いたしております。また141ページにおきましては継続費に関する調書ということで、防災行政無線整備事業分を計上しております。

142ページから150ページまでにおきましては、債務負担行為に関する調書を添付いたしております。また151ページにおきましては、地方債の現在高の見込みに関する調書を補足しております。合計欄におきまして令和2年度現在高見込みが、59億460万9,000円ということで見込んでおります。

以上、簡単でございますけれども、令和2年度一般会計当初予算の説明に代えさせていただきます。よろしく願いいたします。

○議長（高橋裕子さん） 暫時休憩いたします。

(午後 2 時 17 分休憩)

(午後 2 時 26 分開議)

○議長（高橋裕子さん） 休憩前に引き続き会議を開きます。

日程第 21 「議案第 65 号」 令和 2 年度多良木町国民健康保険特別会計（事業勘定）
予算

○議長（高橋裕子さん） 次に、日程第 21、議案第 65 号、令和 2 年度多良木町国民健康保険特別会計（事業勘定）予算について説明を求めます。

東健康・保険課長。

○健康・保険課長（東 健一郎君） 議案第 65 号について説明させていただきます。

令和 2 年度多良木町の国民健康保険特別会計（事業勘定）の予算は次に定めるところによるものでございます。

歳入歳出予算ということで、第 1 条、歳入歳出予算の総額は歳入歳出それぞれ 12 億 8,442 万 9,000 円と定めるものでございます。次に、第 2 条ということで歳出予算の流用ということでお示ししておるところでございます。また、本年度予算につきましては、対前年度比較で 574 万円の増加でございます。

この国保特別会計予算編成につきましては、基本的に厚生労働省通知の予算編成留意事項及び熊本県からの国保事業納付金等算定結果に基づきまして編成いたしております。詳細につきましては事項別明細書の方で説明させていただきます。

6 ページの方をお願いいたします。主なものを説明させていただきますが、まず、予算の説明に入ります前に、国民健康保険の被保険者と被保険者数ですね、につきましては、2,522 名で見込んでおり、前年度当初見込みの 2,618 名と比較いたしますと、96 名の減となっております。減少の傾向は、最近ずっと続いております。ということで歳入の方を説明させていただきます。

まず款の 1、国民健康保険税、項の 1、目の 1、一般被保険者国民健康保険税ということでございますが、前年度比の 178 万 6,000 円の減ということでございます。次の目の 2 の退職被保険者等国民健康保険税が前年度比の 28 万 5,000 円の減ということでございます。内容につきましては、それぞれ節の区分ごとに額を計上しておりますが、基本的に熊本県から示された国保事業納付金を中心とした歳出に必要な保険税額を計上いたしております。また退職被保険者の現年度課税分につきましては、対象者がすべてほかの保険制度に移行されましたので、課税がなくなっております。また保険税率につきましては、熊本県から納付金と同時に多良木町の標準保険税率が示されておりますが、税率の改正につきましては、令和元年中の所得がある程度把握できたところで検討させていただくということでよろしくをお願いいたします。

続きまして次のページ、7 ページでございますが、2 段目の款の 3、国庫支出金、項の 1、国庫補助金、目の 1、国民健康保険制度関係業務事業費補助金ということで、本年度が 129 万 3,000 円で比較で 104 万 1,000 円の増でございます。これは説明欄で社会保障・税番号制度システム整備費補助金ということでございますが、内容といたしましては、歳出の国民健康保険システム改修委託料 129 万 4,000 円が出てまいりますが、これに対する補助金でございます。100%補助でございます。続きまして次の款の 4、県支出金、項の 1、県補助金、目の 1、保険給付費等交付金ということで本年度が 9 億 3,108 万 2,000 円、比較しますと 1,168 万円の増でございます。まず、節の 1 の普通交付金で 8 億 9,932 万 2,000 円ということで保険給付費分でございますが、これは歳出の保険給付に充てるための交付金でございます。費用の全額が交付されるものでございます。次の特別交付金でございますが、説明欄で保険者努力支

援分が574万1,000円。これは内容といたしましては、重症化予防、あるいは収納率向上、特定検診受診率等の保険者の努力に応じて支払われる交付金でございます。次の特別調整交付金分2,146万7,000円につきましては、特別な事情に対する交付金でございます。内訳としましては、多良木町分が1,247万4,000円、公立多良木病院分が899万3,000円となっております。次の特定健康診査等負担金455万2,000円でございますが、これは特定健診及び特定保健指導に対する補助金でございます。補助率が3分の2でございます。

次は、次のページにいきまして8ページでございます。款の6、繰入金、項の1、他会計繰入金、目の1、同じでございますが、本年度が9,369万8,000円ということで、514万円の減ということでございます。まず節の1の保険基盤安定繰入金保険税軽減分でございますが、3,998万7,000円ということで、保険税の7割、5割、2割軽減に対する補てん金ということでございます。次の節の2の保険基盤安定繰入金保険者支援分でございますが、2,678万1,000円ということで、これにつきましては、低所得者数等に応じまして、保険税の一定割合を補てんするものでございます。次の節の3の職員給与費等繰入金530万4,000円でございますが、事務費繰入金ということで、対象事務費分を一般会計から繰り入れるものでございます。次の節の4の出産育児一時金等繰入金ということで280万円でございます。出産育児費用の3分の2を繰り入れるものでございます。見込み数は10名としておるところでございます。次の節の5の財政安定化支援事業繰入金ということで1,882万6,000円。これは前年度と同額を計上しております。これは普通交付税算入分ということでございます。

次に、ページを飛ばしまして、10ページでございます。歳出に入ります。款の1、総務費、項の1、総務管理費、目の1、一般管理費でございますが、本年度が612万5,000円、比較しますと144万8,000円の増でございます。主な変更点でございますが、委託料のところから3番目、国民健康保険システム改修委託料129万4,000円、1番下の結核・精神状況集計業務委託料、この2つが新規で追加で予算化しておるところでございます。

続きまして次の11ページでございますが、1番下のところの款の2、保険給付費、項の1、療養諸費、の次のまた次のページにいけますが、12ページの目の計の欄、本年度予算額が7億8,070万3,000円、比較いたしますと3,621万7,000円の増ということでございます。いわゆる医療費の分でございますが、これにつきましては増加傾向ということでございます。被保険者数は減っておりますが、増ということで、1人当たりが増えている状況でございます。続きまして、すぐ下の款の2、項の2、高額療養費の目の合計欄でございます。本年度が1億2,116万1,000円、比較しますと791万1,000円の増ということで、この高額療養費につきましても増加傾向ということでございます。

続きまして次の13ページの1番上、款の2、項の4、出産育児諸費、目の1、出産育児一時金ということでございますが、今年度が420万円と同額でございますが、歳入でもございましたが、10件分を1件当たり42万円でございますが、10件分を計上いたしております。続きまして、囲みの下から2番目の款の3、国民健康保険事業費納付金、項の1、医療給付費分でございますが、この目の合計が本年度が2億3,003万3,000円、比較いたしますと681万7,000円の減となっております。これにつきましては、熊本県全体の財政運営を県が行うための納付金ということで、県から示された額でございます。次の款の3、項の2、後期高齢者支援金等分でございますが、ページをまたぎますが、次の14ページで一番上の欄の目の計でございます。本年度予算が7,247万4,000円、比較しますと63万2,000円の減ということでございますが、同じく県への納付金でございます。次の款の3、項の3、介護納付金分ということで目で介護納付金分でございますが、2,752万3,000円でございます。比較しますと、395万6,000円の増ということでございます。これも同じく、県が財政運営を行うための納付金でございます。

続きまして、次のページで15ページでございます。款の6、保健事業費、項の1、同じく、

目の1、保健衛生普及費ということで、事務費でございますが、ほぼ前年同様でございます。次の款の6、項の2、特定健康診査事業費、目の1、同じでございますが、これにつきましては、ほぼ前年度と同額でございますが、前年度計上では非常勤職員として計上しておりました国保特定健診未受診者対策の1名及び臨時職員としていただいた生活習慣病重症化予防対策の1名につきましては、制度改正によりまして、会計年度任用職員といたしまして報酬欄の方に2名分計上しておるところでございます。

あと飛ばしまして、17ページの1番下でございます。款の8、諸支出金、項の2、繰出金、目の1、直営診療施設勘定繰出金ということで、本年度が899万3,000円ということで比較しますと、3,549万4,000円の減ということになります。公立多良木病院への繰出金ということでございますが、これは歳入でございました特別調整交付金のうち、公立多良木病院が取り組む事業で、主な内容といたしましては、令和元年度もございましたが、診療科出入り口の扉の改修や医療機器の購入等に充てる費用でございます。これは町で一旦受け入れまして、公立病院の方に繰り出すというふうなやつでございます。

あと、18ページ以降は給与費明細書等が付いておりますのでよろしく願いいたします。以上で説明を終わらせていただきます。

日程第22 「議案第66号」 令和2年度多良木町国民健康保険特別会計（直診勘定） 予算

○議長（高橋裕子さん） 次に、日程第22、議案第66号、令和2年度多良木町国民健康保険特別会計（直診勘定）予算について説明を求めます。

東健康・保険課長。

○健康・保険課長（東 健一郎君） それでは、議案第66号、令和2年度多良木町の国民健康保険特別会計（直診勘定）の予算は次に定めるところによるものでございます。

歳入歳出予算ということで、第1条、歳入歳出予算の総額は歳入歳出それぞれ981万2,000円と定めるものでございます。本年度予算につきましては対前年度比46万6,000円の増ということでございます。直診勘定特別会計の予算編成につきましては、公立多良木病院企業団へ委託しております槻木診療所運営費に係るものでございまして、公立多良木病院槻木診療所特別会計の予算を参考に編成しておるところでございます。詳細につきましては事項別明細書の方で説明いたします。

5ページの方をお願いいたします。まず歳入でございます。款の1、県支出金、項の1、県補助金、目の1、へき地診療所運営費県補助金ということで、本年度が329万2,000円、比較いたしますと23万9,000円の増ということでございます。これは令和2年度の公立多良木病院槻木診療所予算を基に補助対象基準額の3分の2で計上しておるところでございます。次に款の2、繰入金、項の1、目の1、一般会計繰入金でございますが、本年度が651万9,000円、比較いたしますと22万7,000円の増ということで、これにつきましては、歳出予算総額から補助金等の見込める歳入を差し引いた額を計上しておるところでございます。次の款の3、諸収入、雑入につきましては、存目として1,000円計上いたしております。

次の6ページの方をお願いいたします。歳出でございます。款の1、総務費、項の1、総務管理費、目の1、一般管理費でございます。本年度が981万1,000円、比較いたしますと46万6,000円の増ということでございます。節でご説明いたしますと、11節の役務費が1万円、これは手数料ということで、水質検査の料金でございます。次の委託料につきましては980万円ということで、診療所の業務委託料でございます。これにつきましては、前年比50万円の増でございます。これは公立多良木病院槻木診療所特別会計予算におきまして、歳入が不足する分を町から負担金として計上しており、その額がされており、その額が980万円となっ

ておるところでございます。続きまして償還金利子及び割引料でございますが、1,000円ということで、国県補助金返納金、これにつきましては、県補助金が翌年度精算ということになっておりますので、存目予算として計上させていただきます。以上で説明を終わります。よろしくお願いたします。

日程第23 「議案第67号」 令和2年度久米財産区特別会計予算

○議長（高橋裕子さん） 次に、日程第23、議案第67号、令和2年度久米財産区特別会計予算について説明を求めます。

水田農林課長。

○農林課長（水田寛明君） それでは、議案第67号についてご説明をいたします。令和2年度久米財産区特別会計予算は次に定めるところによるものでございます。

歳入歳出予算といたしまして、第1条、歳入歳出予算の総額は歳入歳出それぞれ1,028万3,000円と定めるものでございます。これに対しまして前年対比といたしまして148万円の増となっております。詳細につきましては事項別明細書におきまして説明をさせていただきます。

5ページをお開きいただきたいと思います。まず歳入につきましてですけれども、款1、県支出金、項1、県補助金、目1、農林水産業費県補助金、本年度予算額が366万8,000円、前年度比較といたしまして、45万9,000円の増となっております。節の林業費県補助金といたしまして間伐等森林整備促進対策事業費県補助金、こちらの方で前年度よりも面積の方が増えておりますので、8ヘクタールの計画を今しております。間伐等の事業によりましてこの補助金をいただきたいというふうに考えております。続きまして、款の2、財産収入、項1、財産運用収入、目の財産貸付収入、こちらにつきましては、本年度予算額2万5,000円、比較は増減ゼロとなっております。こちらが貸地料といたしまして、上水道第2配水地用地の貸し付けと陰木等で23件への貸し付けを行っておりますので、そちらの方を上げさせていただいております。目2の利子及び配当金につきましては、本年度予算額5,000円、比較は増減ゼロです。前年度並みで上げさせていただいております。その下の款2、財産収入、項2、財産売払収入、目1、不動産売払収入、本年度予算額が503万2,000円、比較が87万4,000円の増となっております。こちらにつきましては先ほど補助金の方でご説明いたしましたが、面積が増えてきておりますので、その分を増額したところで上げさせていただいております。計画としましては、1ヘクタール当たり40立米の8ヘクタール分ということで上げさせていただいております。その下の款3、繰入金、項1、基金繰入金、目1、財産区基金繰入金、本年度予算額が125万1,000円、比較いたしまして14万7,000円の増となっております。こちら基金取り崩しの方を計画しております。その下が繰越金になりますけれども、本年度予算額が30万円、比較しまして増減ゼロとしております。前年度繰越金の方を計画しております。

続きまして7ページの方をご覧くださいと思います。歳出になります。款1、財産区管理会費、項1、財産区管理会費、目、管理会総務費、本年度予算額が169万6,000円、前年度比較といたしまして56万円の増となっております。こちらにつきましては、久米財産区管理会に係る経費の方を上げておまして、久米財産区の管理委員さんの方が今7名おられます。そちらの方で報酬が99万4,000円とその下の旅費になりますけれども、ここにつきましては、今回上がってきている要因の一つになります。久米財産区管理委員の旅費ということで4年に1回の研修の方を計画しております。こちらが任期中に1回ということで計画を今回させていただきますので、そちらの方が48万5,000円と会計年度任用職員旅費につきましてもこの研修の方の随行ということで6万1,000円の方を上げさせていただいております。あとの事務費につきましては、例年どおりですので説明を省かせていただきます。その下の款の2、

財産造成費、項 1、管理費、目 1、財産造成管理費になります。こちらにつきましては森林整備事業に係る経費の方を主に挙げさせていただいております。節の 10 番の需用費につきましては食糧費につきましては、町と財産区の合同安全祈願祭の経費の方を上げさせていただいております。5 万 2,000 円です。修繕料におきましては、間伐時等の作業道等の補修について 10 万円上げさせていただいております。こちらが需用費が 17 万 3,000 円となっております。

次のページをお開きいただきたいと思います。節の 11、役務費になりますが、171 万 6,000 円を上げさせていただいております。手数料の方が 87 万 5,000 円、内容といたしまして、市場、森林組合の手数料、こういったものが入ってきております。その下の保険料につきましては、主に森林保険の方を掛けておまして、約 102 ヘクタール分の森林保険の代金ということで 84 万 8,000 円を計上しております。その下の 12 番、委託料につきましては 628 万 3,000 円を計上させていただいております。伐出費といたしまして内容につきましては、原木の運搬費、チップ材等の造材運搬費、そういったものが入ってまいります。102 万円です。その下が間伐等森林整備促進対策事業ということで、こちら国県の補助金をいただいて行う事業ですけれども、間伐 8 ヘクタールを今計画しております。そちらの方が 491 万 9,000 円となっております。その下、森林監視等委託ということで、前年までは森林監視員さんという形でですね、報酬の方で支払っておりましたが、今年から委託という形をとらせていただきたいと思いますというふうに思っております。それと立木調査等の委託料金ということで 34 万 4,000 円を計上しております。18 番の負担金補助及び交付金というところの 8 万 6,000 円を計上させていただきますが、その 1 番下の森林認証管理審査負担金ということで、森林認証の SGEC というのを、認証を多良木町、多良木町森林組合、久米財産区、3 つの団体で今、認証の方をとっているところですが、その面積割をいたしまして、この審査費に係る金額をお支払いをするということで、久米財産区につきましては面積割をしますと 11.66%ということになりまして、その金額で今 7 万 1,000 円の方を上げさせていただいております。その下の款、財産造成費、項 2 の森林研究整備機構分収造林受託事業費になりますけれども、こちらにつきましては、本年度予算額が 3 万 8,000 円ということで前年度と同額にしております。内容につきましては、研修会事業打ち合わせ等の旅費関係の方を上げさせていただいております。

9 ページになります。款 3 の積立金、項の積立金になりますが、本年度予算額 15 万円、比較として増減ゼロですけれども、基金積立金の方を 15 万円計上させていただいております。以上で説明終わります。よろしく願いいたします。

日程第 24 「議案第 68 号」 令和 2 年度多良木町上水道事業会計予算

○議長（高橋裕子さん） 次に、日程第 24、議案第 68 号、令和 2 年度多良木町上水道事業会計予算について説明を求めます。

久保環境整備課長。

○環境整備課長（久保日出信君） それでは、議案第 68 号についてご説明申し上げます。

第 1 条、総則。令和 2 年度多良木町上水道事業会計の予算は次に定めるところによるものでございます。第 2 条、業務の予定量。業務の予定量は、次のとおりとするものです。(1) 給水戸数 3,503 戸、前年比から 3 戸の減となっております。(2) 年間総給水量 82 万 7,000 立方メートル、前年比 1 万 8,000 立方の減となっております。(3) 1 日平均給水量 2,266 立方メートル、前年比 49 立方の減となっております。(4) 主要な建設改良事業配水管布設工事ということで、主に老朽管敷設替えの計画をしているところがございます。第 3 条、収益的収入及び支出ということで、収益的収入及び支出の予定額は次のとおりと定めるものでございます。収入です。第 1 款、水道事業収益 1 億 7,380 万 7,000 円です。前年比の 228 万 9,000 円の減となっております。支出です。水道事業費用ということで 1 億 7,170 万 9,000 円です。こ

ちらも 268 万 5,000 円の減となっております。次に、第 4 条、資本的収入及び支出ということで資本的収入及び支出の予定額は次のとおりと定めるということで、次のページの方をご覧くださいと思います。

資本的収入です。2,000 円ということで、前年同額です。支出ですけれども、資本的支出ということで 1 億 1,669 万 2,000 円でございます。2,309 万 3,000 円の減となっております。前に、表紙の方に戻っていただきまして、この資本的収入額が資本的支出額に対し不足する額 1 億 1,669 万円につきましては、当年度分の損益勘定留保資金 6,962 万 2,000 円及び減債積立金処分額 4,706 万 8,000 円で補てんをするものでございます。

それでは 5 ページの方をお開きください。水道事業の財務諸表についてご説明申し上げます。まず、上水道事業会計のキャッシュフロー計算書でございます。事業期間内におけます手持ちの現金・預金の流れを活動別に示したものでございます。まず 1 番、業務活動によるキャッシュフローということで、こちらは収益的収支に関するものでございますけれども、こちらが下の表の下段ですけれども 7,347 万 8,000 円の増加となっております。2 番に投資活動によるキャッシュフローということで、こちらが主に有形固定資産の取得に関する支出ということで、7,034 万 3,000 円の減少ということでございます。3 番に財務活動におけるキャッシュフローということで、こちらが企業債の償還による支出ということで 4,634 万 7,000 円の減少でございまして、資金増加額が 4,321 万 2,000 円の減少となりまして、資金の期末残高が 2 億 2,723 万 9,000 円を見込んでいますところでございます。

次の 6 ページをお開きください。上水道事業会計の予定の貸借対照表でございます。1 年後の令和 3 年 3 月 31 日現在の貸借対照予定表を記載しております。まず資産の部ですけれども、1 番の固定資産ということで取得費から減価償却をしました残価の額でございますが、有形固定資産額の中ほどでございますけれども、13 億 5,761 万 6,776 円となっております。また無形固定資産といたしまして 71 万 7,000 円でございます。固定資産の合計が 13 億 5,833 万 3,776 円となっております。2 に流動資産ということで、現金等でございますけれども、先ほどのキャッシュフローで決算等が示されておりますけれども、現金・預金、その他といたしまして、流動資産の合計が 2 億 3,774 万 8,660 円となりまして、資産の合計が 15 億 9,608 万 2,436 円を見込んでいますところでございます。次に負債の部でございます。3 の固定負債でございますが、こちらは償還期限が 1 年を超えます長期の企業債等でございます。こちらが 1 億 8,629 万 2,242 円でございます。4 の流動負債です。これは 1 年以内に返済があるものということで、流動負債が 5,168 万 4,263 円でございます。5 の繰延収益ということで、こちらが過去の建設改良事業におきます補助金等の未償却相当分をここに計上することになっておりますので、こちらの収益が 3 億 3,287 万 9,617 円となっております。負債合計が 5 億 7,085 万 6,122 円となる所でございます。

次のページをお願いいたします。資本の部でございます。6 番の資本金ということで、8 億 5,974 万 4,511 円でございます。7 の剰余金でございますが資本剰余金と利益剰余金ということで、後ほど損益計算書のご説明申し上げますけれども、こちらの剰余金の合計が 1 億 6,548 万 1,803 円でございます。資本の合計が 10 億 2,522 万 6,314 円を見込んでおりまして、負債と資本の合計が 15 億 9,608 万 2,436 円で、資産合計とバランスをしているところでございます。

次に 9 ページでございます。企業会計の予定損益計算書でございます。事業期間内での損益計算書の計算でございます。まず 1 番の営業収益から 2 番の営業費用を差し引きました営業利益ということで中程でございますけれども、2 万 6,000 円を今回計上しております。また、3 番の営業外費用とまた、営業外収益と営業外費用を加えました経常利益といたしまして、209 万 8,000 円を確保しているところでございます。これによりまして、1 番下でございます。当年度未処分利益剰余金といたしまして同額の 209 万 8,000 円を見込んでいますところでございます。

す。以上が財務諸表でございますけれども、料金収入等のですね、増加等が見込めない中でございますけれども、企業債残高につきましては、年間の料金収入の約1.6倍までとなりまして、着実に減少をしているところでございますが、今後、施設の老朽化に伴います更新事業の必要性もさらに高まっておりますので、今後は企業債の借入等によります財源確保などを実施いたしまして、引き続き、厳しい経営状況が予想されているところでございます。

次に12ページをお開きください。今年度の事業の予算の説明ということで申し上げます。主なものについてご説明申し上げます。まず収益的収入及び支出でございます。の収入の方です。款・項の1、営業費収益ということで目の給水収益でございますが、1億5,707万3,000円を予定をしております。前年比の153万7,000円の減少でございます。こちらにつきましては、調定額等の見込みより算出をしております。

あと、次のページですけれども、営業外収益ということで目の2の長期前受金戻入ということで1,492万6,000円を予定しております。こちらが過去の建設事業におきます補助金等に対応しました資産の減価償却相当額を収益計上するというので今回、ここに計上しております。また、目の4の雑収益ということで139万2,000円ということで、こちらが下水道特別会計からの下水道料金徴収の受託収益ということで計上をしております。

次にページをお開きください。14ページの支出でございます。款・項の1、営業費用ということで、目1の原水及び浄水費ということで437万2,000円を予定をしております。主なものについてご説明申し上げます。節の3の委託料ということで299万4,000円でございます。こちらは前年度行っております水質検査の業務委託並びに滅菌施設等の保守管理業務委託を予定をしております。

次に目の次のページです。配水及び給水費ということで本年度2,837万9,000円でございます。主なものに2の委託料で780万7,000円ということで、検満メーターの取りかえ業務委託、また配水管の漏水調査業務委託、それから水道施設の点検管理業務委託、量水器メーターの検針業務委託ということで計上をしているところでございます。

次の16ページでございます。4の修繕費ということで700万でございます。各種水道施設の施設設備修繕ということであげております。7番の動力費ということで1,293万6,000円でございます。揚水・送水関係のポンプの電力費用でございます。目の4の総係費でございます。こちらは職員の人件費等を含む事務的経費でございますけれども18ページの方をお開きいただきたいと思っております。節の14、委託料ということで1,441万円を予定しております。その中で1番下段のところですね、上水道事業経営戦略策定及び施設台帳整備業務委託ということで1,190万円でございます。こちらにつきましては、令和元年度に策定をしますアセットマネジメント計画を基に、今後10年間の経営計画、経営戦略を策定するというので、今回、委託料の計上をしているところでございます。

次のページをお開きください。20ページの目の5です。減価償却ということで8,254万7,000円でございます。有形固定資産の減価償却ということで、各建物関係の減価償却でございます。あと、次のページの款・項の2の営業外費用ということで、目の1、支払い利息及び企業債の収益諸費ということで793万4,000円でございます。企業債の利息を計上しております。また、2番の消費税及び地方消費税ということで633万円の消費税の支払いを予定をしております。

次に、資本的収入及び支出ということで23ページの方をお願いいたします。まず、資本的収入でございますけれども、負担金ということで、存目予算でございますけれども2,000円を前年同様計上いたしております。

次のページです。24ページ、支出になります。款・項の1、建設改良費でございますが、この目の4番の原水及び配水設備費ということで本年度900万円を計上しております。節の1番の電気計装改修費ということで900万でございます。施設改修委託ということで、宮ヶ野、

大野地区の加圧所の電気計装の改修設計業務委託として 300 万、施設改修工事といたしまして、宮ヶ野第 2 加圧所の電気計装設備の改修工事として 600 万を予定をしているところでございます。次に目の 5 の配水設備更新費ということで、本年度 3,300 万でございます。昨年度から 3,000 万ほどちょっと減少をさせておりますけれども、節の 1 番の老朽管更新費ということで 3000 万。こちらにつきましては、多良木の鬼山地区と八日原地区の老朽管敷設替工事を計画しております。2 番の加圧ポンプ更新費ということで 300 万でございますけれども、こちらが柳野地区のポンプの更新を計画しているところでございます。次に 6 番の浄水設備更生費ということで、本年度新たに 2,442 万を計上をさせてもらっております。こちらが濾過池の更正費ということで、栖山地区にあります浄水場のろ過池のろ過材、砂の更生ということで 2,442 万円でございます。複数年度にわたりまして計画をしているところでございます。最後に、款・項の 2 の企業債償還ということで目の 1 の企業債償還でございます。本年度 4,634 万 7,000 円ということで、今回の償還金の元金を計画しております。

26 ページ以降は給与費明細となっておりますので、ご確認をいただければと思います。以上、上水道関係についての説明を終わります。以上、よろしくお願い申し上げます。

日程第 25 「議案第 69 号」 令和 2 年度多良木町下水道事業特別会計予算

○議長（高橋裕子さん） 次に、日程第 25、議案第 69 号、令和 2 年度多良木町下水道事業特別会計予算について説明を求めます。

久保環境整備課長。

○環境整備課長（久保日出信君） それでは、議案第 69 号についてご説明申し上げます。

令和 2 年度多良木町の下水道事業特別会計の予算は次に定めるところによるものでございます。

歳入歳出予算、第 1 条、歳入歳出予算の総額は歳入歳出それぞれ 3 億 1,008 万 7,000 円と定めるものでございます。つきましては、前年比の 2,601 万 3,000 円の増となっているところでございます。主に維持管理費の増によるものでございます。第 2 条、地方債でございまして、地方自治法第 230 条第 1 項の規定によりまして、地方債を予定をしているところでございます。

3 ページをお開きいただきたいと思っております。地方債でございまして、下水道事業債として 1,300 万円の限度額を予定しております。こちらが流域下水道事業の建設事業の負担金及びに公営企業法の適用以降ということでこの支援業務の財源として起債を起すものでございます。以下、事項別明細書でご説明申し上げますので 6 ページをお開きいただきたいと思っております。

歳入について主なものについてご説明申し上げます。まず、款 1、分担金及び負担金、項 1、分担金です。目の事業費分担金ということで、本年度 83 万 4,000 円を予定しております。前年比で 31 万 7,000 円の減となっておりますが、こちらが平成 29 年度までに整備をいたしました分割納付分の分担金となっております。次に、款の 2 の使用料及び手数料、項の 1 の使用料でございまして、目の下水道使用料ということで 1 億 1,570 万 9,000 円でございます。前年比の 196 万 5,000 円の増となっております。こちらは月平均のこれまでの調定額等から料金の算定をしているところでございます。次に飛びまして中程下の款の 4 の繰入金です。4、繰入金、項 1、他会計繰入金ということで目の 1、繰入金でございます。下水道事業繰入金といたしまして一般会計からの繰入金 1 億 7,491 万円を予定しております。主に起債の元金の償還に充当をしているところでございます。次に、款の 5、繰越金、項 1、繰越金です。目の繰越金ということで財源調整として繰越金が 561 万 2,000 円でございます。

次のページです。款の 7、町債でございまして、7、町債、項 1、町債、目の 1、下水道債とい

うことで1,300万円でございます。昨年度より1,100万円の増ということで、先ほど申し上げましたように、流域下水道事業債として400万円、公営企業会計適用債ということで900万円の起債を予定をしております。

次のページをお開きいただきたいと思っております。歳出について主なものをご説明申し上げます。款の1、下水道事業費、目1、下水道事業費の目、下水道整備費でございます。本年度1,792万5,000円ということで、683万8,000円の増となっております。主なものにつきましてご説明申し上げます。節の14の工事請負費ということで500万円でございます。マンホールポンプの制御盤移設工事でございますが、こちらが久米天神原地区の県道錦湯前線の改良工事に伴いますポンプ制御盤の移設が生じておりますので、そちらの工事費でございます。次に18、負担金補助及び交付金ということで541万7,000円でございます。下段の流域下水道整備事業負担金ということで、球磨川上流浄化センターの改築更新に伴う負担金でございます。

次のページです。款の2の下水道維持管理費、項1、一般管理費、目、一般管理費でございます。2,974万4,000円ということで681万4,000円の増となっております。主なものについて節の12、委託料でございます。1,031万9,000円でございます。このうち、下段の地方公営企業法適用支援業務委託ということで1,000万円を計上させてもらっております。こちらは国の方が下水道事業におきましても公営企業法の適用の意向を今回要請をしております、このため、固定資産関係の資産の調査及び評価が必要なこととなっております。このため本年度より、この業務委託を行って調査等を進めてまいって準備をするところでございます。次に18の負担金補助及び交付金ということで補助金でございます。排水設備接続助成金ということで300万円を計上させてもらっております。令和元年度より引き続き下水道接続の推進のための事業経費の一部を助成金として交付しているところでございます。事業費の3割ということで上限15万円を助成を行っているところでございます。26番、公課費ということで消費税でございますが、1,064万3,000円ということで計画をしております。

次のページをお開きください。款の2の下水道維持管理費、項2、維持費でございます。目の公共下水道維持管理費ということで9,449万3,000円でございます。1,139万1,000円の増となっております。主なものに、10の需用費ということで、修繕料390万円を計上しております。これはマンホールポンプ等の修繕に要する経費でございます。18、負担金補助及び交付金ということで8,330万1,000円でございます。こちらが流域下水道事業への負担金ということで、汚水処理負担金が6,312万9,000円、約66万4,000トンの処理に対する負担金でございます。また、資本費の負担金として2,017万2,000円を予定をしております。最後に公債費でございます。公債費ということで款の3、公債費、項の1、公債費の目1、元金が1億4,280万8,000円、利子が2,511万7,000円ということで公債費合計の1億6,792万5,000円でございます。前年比97万円の増ということでございます。

あと以下、給与費明細書を添付しておりますので、ご確認の方をお願いしたいと思います。最後に18ページでございます。地方債の現在高の見込みに関する調書を付けております。当該年度におきます現在高の見込み額といたしまして、右下でございますけれども、14億5,719万7,000円となる見込みでございます。以上、よろしく申し上げます。

日程第26 「議案第70号」 令和2年度多良木町介護保険特別会計予算

○議長（高橋裕子さん） 次に、日程第26、議案第70号、令和2年度多良木町介護保険特別会計予算について説明を求めます。

東健康・保険課長。

○健康・保険課長（東 健一郎君） それでは、議案第70号についてご説明申し上げます。

令和 2 年度多良木町の介護保険特別会計の予算は次に定めるところによるものでございます。

歳入歳出予算ということで、第 1 条、歳入歳出予算の総額は、歳入歳出それぞれ 15 億 3,599 万 5,000 円と定めるものでございます。次に、第 2 条の方で歳出予算の流用ということでお示ししておるところでございます。本年度の予算につきましては、対前年度比 75 万 5,000 円の減ということでございます。予算編成に当たりましては、第 7 期の介護保険事業計画による給付費の推計値や過去の伸び率及び実績を考慮して編成しておるところでございます。詳細につきましては事項別明細書の方で説明させていただきます。ということで、5 ページの方をお願いいたします。

歳入ということで主なものを説明させていただきます。まず款の 1、保険料、項の 1、介護保険料、目の 1、第 1 号被保険者保険料ということで、本年度が 2 億 6,922 万 4,000 円ということで、448 万 1,000 円の減ということでございます。この介護保険の算定に当たりまして、被保険者数につきましては 3,679 名で見込んでおり、前年度と比較いたしますと 40 名の増ということでございます。保険料総額が減っておるところでございますが、これは令和元年度の消費税 10%への引き上げに伴い、低所得者に対する保険料の軽減が行われましたが、令和 2 年度には、また保険料軽減が完全実施となり、さらに強化されるため保険料総額が減るものでございます。なお、政令等の改正が年度末に予定されておりますので、保険料の改正条例につきましては、専決処分をと考えております。どうぞよろしくをお願いいたします。続きまして中程の款の 3、国庫支出金、項の 1、国庫負担金、目の 1、介護給付費負担金ということで 2 億 5,696 万 6,000 円ということで 18 万 4,000 円の増ということでございます。これにつきましては、給付費のうち施設分が 15%、その他分が 20%を国が負担するというところでございます。続きまして、次の款の 3、項の 2、国庫補助金、目の 1 の調整交付金でございますが、1 億 2,235 万 7,000 円ということで 548 万 2,000 円の減でございます。これにつきましては、市町村間の格差、これは高齢化率とか、所得分布といったものでございますが、これを是正するための交付金でございます。前年度並みの交付率で計上いたしております。続きまして、目の 2 の地域支援事業交付金（介護予防・日常生活支援総合事業）ということで 1,057 万 4,000 円でございます。36 万 7,000 円の減ということで、これにつきましては、事業費の 25%を国が負担するというふうなものでございます。次の目の 3、地域支援事業交付金（介護予防・日常生活支援総合事業以外）ということで 1,479 万 2,000 円、48 万 1,000 円の増でございます。これにつきましては事業費の 38.5%を国が負担するというふうなことでございます。次の目の 4 の保険者機能強化推進交付金ということで 236 万 8,000 円でございますが、比較しますと 12 万 2,000 円の増ということでございますが、

次のページに渡りますけれども、これにつきましては、高齢者の自立支援や重度化防止に関する取り組みの達成状況により交付されるものでございます。続きまして、次の款の 4、支払基金交付金、項の 1、同じでございますが、これにつきましては、説明は目の計欄でございますが、3 億 9,923 万 5,000 円でございます。前年度比の 2 万 1,000 円の減ということでございますが、これは 40 歳から 64 歳の方が負担する保険料負担分で、負担割合にしますと 27%ということになっております。続きまして、款の 5、県支出金、項の 1、県負担金、目の 1、介護給付費負担金ということで、本年度が 2 億 984 万 7,000 円ということで、26 万 8,000 円の増ということでございます。これにつきましては、給付費のうち施設分が 17.5 パーセント、その他分が 12.5%を県が負担するというふうなことでございます。続きまして、款の 5、項の 2、県補助金、目の 1、地域支援事業交付金（介護予防・日常生活支援総合事業）でございますが、528 万 7,000 円ということで、18 万 3,000 円の減でございます。これにつきましては、事業費の 12.5%を県が負担ということでございます。次の目の 2、地域支援事業交付金（介護予防・日常生活支援総合事業以外分）でございますが、739 万 6,000 円ということで、

24万1,000円の増でございます。これにつきましては、事業費の19.25%を県が負担するというふうなことでございます。

続きまして次の7ページにまいります。款の7、繰入金、項の1、一般会計繰入金、目の1、介護給付費繰入金ということで本年度が1億7,955万4,000円ということで、比較しますと17万4,000円の増ということでございます。これにつきましては給付費の12.5%、12.5%を町が負担するというふうなことでございます。次に目の2、その他一般会計繰入金ということで1,834万7,000円。比較しますと197万6,000円の減ということで、これにつきましては、対象事務費分を繰り入れするものでございます。続きまして、目の3の地域支援事業繰入金（介護予防・日常生活支援総合事業分）が528万8,000円ということで、18万3,000円の減でございます。これにつきましては事業費の12.5%を町が負担ということでございます。次の目の4、地域支援事業繰入金（介護予防・日常生活支援総合事業以外分）でございますが、739万7,000円ということで24万1,000円の増でございます。これにつきましては事業費の19.25%を町が負担するというふうなことでございます。次の目の5、低所得者保険料軽減繰入金ということで、2,083万4,000円ということで、前年比920万1,000円の増ということでございます。これにつきましては、低所得者の保険料を軽減するための繰入金ということで、令和2年度から強化されるために額が大きくなっておるといふふうなところでございます。続きまして、次の款の7、項の2、基金繰入金、目の1、介護給付費基金繰入金ということで、今年度は652万1,000円を計上いたしております。102万6,000円の増でございます。多良木町介護給付基金取り崩しということで、これにつきましては財源不足の調整のため計上いたしております。ちなみに、令和元年度末の基金残高見込みにつきましては、2,647万3,598円でございます。基金取り崩し後の予定額でございますが、1,995万2,598円というふうな見込みになっております。

歳入は以上でございますが、次に歳出にまいります。飛ばしまして、10ページの方をお願いいたします。款の1、総務費、項の3、介護認定審査会費、目の1、認定調査費等でございますが、1,497万6,000円ということで前年比の186万2,000円の減というふうなことになっております。この主な減少要因といたしましては、負担金のところで球磨郡介護認定調査会負担金というのがございますが、この調査会に職員1名を派遣することになっておるため、人件費相当分として、多良木町の負担金分が減るといふふうなことでございます。

続きまして、次の11ページの方をお願いいたします。1番上の款の2、保険給付費、項の1、介護サービス等諸費、目も同名でございますが、本年度が12億7,724万6,000円ということで、比較しますと723万9,000円の減ということでございます。この介護サービスにつきましては、令和2年度は若干減るといふふうな見込みでございますが、近年の流れといたしましては増加傾向にございます。続きまして、次の款の2、項の2、介護予防サービス等諸費でございますが、比較欄で691万9,000円、また次の項の3、高額介護サービス等費につきましては、比較欄で60万5,000円の増、また1番下の項の4、高額医療合算介護サービス等費につきましては176万円の増と、それぞれ、ともに増加傾向にあるということでございます。

続きまして、飛んでいただきまして13ページの方をお願いいたします。13ページの下の方ですが、款の3、地域支援事業費、項の3、包括的支援事業・任意事業費ということで、目の1、包括的・継続的ケアマネジメント支援事業費でございますが、本年度が1,281万9,000円、比較いたしますと122万3,000円の増ということでございます。これにつきましては、委託料に出てまいります。委託先の上球磨包括支援センター特別会計の歳入見込みが減りまして、歳出の人件費が増えるために、多良木町を含めた3町村、湯前町と水上村でございますが、の委託料が増えるということでございます。

続きまして次のページ、14ページでございます。真ん中のちょっと下でございますが、目の4の生活支援体制整備事業費ということで、本年度が738万7,000円ということで比較が

241万2,000円の増でございます。これにつきましては、事業の内容でございますが、生活支援コーディネーターの取り組み強化といたしまして、現在1名体制のものを2名体制とするものでございます。続きまして、目の5、認知症総合支援事業費につきましては、今年度は311万6,000円ということで比較いたしますと181万6,000円でございます。これにつきましては、先ほどのやつと関連いたしますが、昨年度は認知症地域支援推進事業員の人件費を計上しておりましたが、令和2年度におきましては、先ほどの上段の生活支援コーディネーターに認知症地域支援推進員の役割を持たせるものとして、こちらの方を減額しておるというふうなことでございます。目の5から目の4に1名異動というふうな感じでございます。

続きましてはございませんで、歳出の説明は以上でございます。あと、給与費明細がついておりますが、そういうことでございます。以上で説明を終わらせていただきます。どうぞよろしくお願いいたします。

日程第27 「議案第71号」 令和2年度多良木町後期高齢者医療特別会計予算

○議長（高橋裕子さん） 次に、日程第27、議案第71号、令和2年度多良木町後期高齢者医療特別会計予算について説明を求めます。

東健康・保険課長。

○健康・保険課長（東 健一郎君） 続きまして、議案第71号、令和2年度多良木町の後期高齢者医療特別会計の予算は次に定めるところによるものでございます。

歳入歳出予算ということで第1条、歳入歳出予算の総額は歳入歳出それぞれ1億6,369万1,000円と定めるものでございます。この後期高齢者医療特別会計予算編成につきましては、この制度が熊本県後期高齢者医療広域連合により運営されておるため、本町の予算におきましては、広域連合の当初予算に基づいて編成しておるといところでございます。詳細につきましては事項別明細の方で説明させていただきます。

5ページの方をお願いいたします。まず予算の説明に入ります前に、熊本県後期高齢者広域連合では、本年の2月10日に令和2年第1回定例会が開かれ、令和2年度予算や関連議案が全議案可決されております。その議案中、保険料率の改定がございまして、令和2年及び3年度の保険料率が改正されておりますので、一応ご報告させていただきます。

まず均等割、均等割と所得割がございまして、均等割につきましては、現行が4万7,900円であったものが5万600円とされ2,700円の増ということでございます。また次に所得割につきましては、現行が9.26%であったものが9.95%とされ、0.69%の増ということになっております。1人当たりの保険料にしますと、仮の算定でございまして、現行が5万5,270円であったものが、6万2,803円とされ、7,533円の増ということでございます。それでは、歳入につきまして主なものを説明させていただきます。まず款の1、後期高齢者医療保険料、項の1、同じでございますが、目の1、特別徴収保険料ということで本年度が7,140万6,000円。比較しますと767万9,000円でございます。また、目の2の普通徴収保険料が本年度が3,134万1,000円。比較で576万4,000円ということでございます。これにつきましては、先ほども申し上げましたが、後期高齢者広域連合の予算で示された多良木町の保険料負担額を基に計上しておるといふところでございます。被保険者数でございますが、本年度は2,164名で見込んでおります。ちなみに前年度は2,170名ということで6名ほど減っておるといふような状況でございます。続きまして、中程の款の3、繰入金、項の1、一般会計繰入金、目の1、事務費繰入金でございますが、208万9,000円ということで、前年比13万9,000円の増ということでございます。これは事務費におきまして、一般会計で負担すべき事務費でございます。続きまして、目の2、保険基盤安定繰入金ということで5,190万7,000円ということで

264万8,000円の増でございます。これにつきましては、保険料軽減分の繰入れということで、広域連合の予算によるところでございます。ちなみに財源は県が4分の3、町が4分の1というふうなことになっております。

続きまして、裏のページ、6ページの方をお願いいたします。上から3番目でございますが、款の5、諸収入、項の4、受託事業収入、目の1、後期高齢者医療連合受託事業収入ということで649万1,000円ということで比較で18万2,000円の増というところでございますが、これにつきましては、後期高齢者健康診査受託事業収入ということで広域連合から健診事業を受託したことによる収入ということでございます。

続きまして7ページの歳出の方にまいります。まず款の1、総務費、項の1、総務管理費、目の1、一般管理費につきましては、前年度とほぼ同様でございます。次の項の2、徴収費、目の1、徴収費につきましても、ほぼ前年度と同様というところでございます。あと1番下の款の2、後期高齢者医療広域連合納付金、項の1、同名でございますが、目も同名でございます。本年度が1億5,465万6,000円ということで1,609万2,000円の増でございます。内訳としましては、説明欄にございますが、被保険者保険料負担金が1億274万9,000円、保険基盤安定負担金の分が5,109万7,000円ということで、それぞれ収納した金額を広域連合へ負担するものということでございます。

次の8ページでございます。1番上の款の3、保険事業費、項の1、健康保持増進事業費、目の1、健康診査費でございますが、本年度が666万6,000円ということで21万6,000円の増ということでございます。この内容につきましては、後期高齢者の健診費用でございますが、基本的には広域連合予算によるものでございます。なお、多良木町の検診の受診の実績でございますが、平成30年度でございますが、実績で558名受けられまして、受診率が26.9%というふうな結果になっております。

あと、次のページからは給与費明細書でございます。以上で説明を終わらせていただきます。どうぞよろしくをお願いいたします。

○議長（高橋裕子さん） 以上で日程第6、議案第50号から日程第27、議案第71号までの説明が終わりました。

以上の議案については3月10日に審議採決を行います。

これで本日の日程は全部終了いたしました。本日はこれで散会いたします。お疲れさまでした。

(午後3時45分散会)